

令和 8 年度第 1 回佐渡市高齢者等福祉保健審議会 兼 第 1 回佐渡市地域密着型サービス運営委員会 次第

日時：令和 8 年 7 月 9 日（木）

18時30分～

会場：佐渡市役所第 1 庁舎 2 階大会議室

1 開会

2 あいさつ

3 議事

- (1) 会長及び職務代理の互選について【資料No. 1】
- (2) 当審議会における主な審議事項について【資料No. 2、 3】
- (3) 佐渡市の介護保険に関する分析について【資料No. 4、 5】
- (4) 指定介護予防支援事業所の指定状況について【資料No. 6】
※開催案内より議題名が変更となりました。

4 その他

5 閉会

○事前配付資料

- 【資料No. 1】 佐渡市高齢者等福祉保健審議会委員名簿
- 【資料No. 2】 当審議会における主な審議事項について
- 【資料No. 3】 佐渡市市営高齢者施設あり方検討会報告書
- 【資料No. 4】 佐渡市の介護保険に関する分析について
- 【資料No. 5】 令和 7 年度地域支援事業実績
- 【資料No. 6】 指定介護予防支援事業所の指定状況について

○Zoom 接続情報

<https://zoom.us/j/97243798271?pwd=UbVS1VNeLiH5VTcRbaxeZOVBUmoZkZ.1>

ミーティング ID: 972 4379 8271

パスコード 179976

佐渡市高齢者等福祉保健審議会委員名簿(15名)

資料№1

※ 佐渡市地域密着型サービス運営委員会委員を兼務

【任期:令和7年10月1日～令和10年9月30日】

No.	構成区分	氏名	所属	備考
1	学識経験者 (2名)	田中 保雄	公益社団法人 新潟県社会福祉士会	
2		宮崎 則男	公益社団法人 新潟県介護福祉士会	
3	保健・医療・ 福祉関係者 (4名)	三國 榮	一般社団法人 佐渡医師会	
4		嶋田 正也	一般社団法人 佐渡歯科医師会	
5		本間 宏彰	公益社団法人 新潟県理学療法士会 佐渡ブロック	
6		佐藤 秀樹	社会福祉法人 佐渡市社会福祉協議会	
7	介護サービス 事業者 (5名)	服部 倫代	どんぐり訪問看護ステーション	
8		本間 一博	けあビジョンホーム佐渡	
9		池田 賢治	ミニ特養うしろやま	R8.4.1～ 委員変更
10		島田 篤史	相川愛広苑	
11		後藤 信子	ケアプラン後藤	
12	介護保険 被保険者 (4名)	藤井 光	公益社団法人 佐渡シルバー人材センター(1号)	
13		熊谷 実	新潟県退職者連合 佐渡地域退職者連合(1号)	
14		石川 弘子	佐渡市健康推進協議会(1号)	
15		村川 辰雄	新潟西社会保険委員会 佐渡支部(2号)	

当審議会における主な審議事項について

1 介護保険事業計画

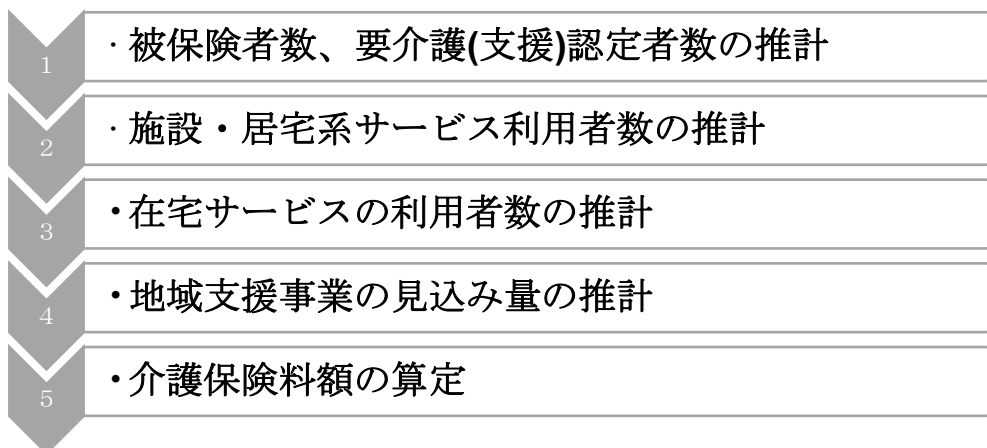
介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条の規定に基づき、3 年を 1 期として策定します。

第 10 期介護保険事業計画(以下「第 10 期計画」という。)では、第 9 期介護保険事業計画(以下「第 9 期計画」という。)の実績等を踏まえ、中長期的な人口動態や介護ニーズの見込等を適切に捉え、実施地域の実情に応じた形で、令和 9 年度から令和 11 年度までの介護保険事業運営に必要なサービス量や保険給付費等を推計し、第 1 号被保険者の介護保険料等を定めます。

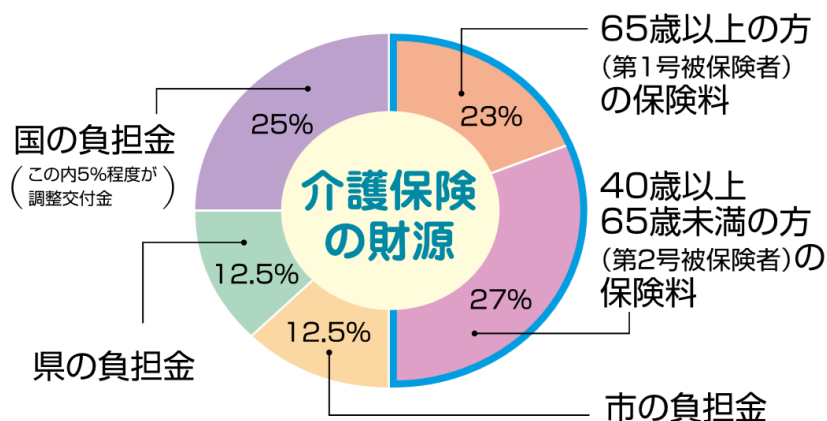
2 介護保険料額の算定について

介護保険事業計画では、介護保険料等を算定するため、計画期間における介護サービスの必要量や保険給付費の見込額等を推計します。

● 推計手順



● 介護保険料の財源内訳



3 施設整備にかかる公募及び評価

第9期計画の中では、整備し、提供を開始する予定のサービスはありませんが、災害対策工事を行う介護老人福祉施設（以下、「特養」という。）の移転新築に伴い、特養80床のうち、20床が地域密着型へ移行し、令和9年4月の移転に向けて施設整備中です。

第10期計画において、現状のサービス利用の状況及びサービス基盤の状況から、施設整備を行う予定はありません。

4 地域密着型サービス

（1）地域密着型サービスの指定方法

地域密着型サービスの指定申請については公募によるものと、公募以外によるものがあります。

公募以外による指定申請については、提供するサービスによって可能な限り質の高いサービスを提供することを前提として、国等の指定基準を満たせば、市で定めたサービスの必要量以外にも地域密着型サービス事業所としての指定を受けることができます。指定に際しては、申請内容について本審議会に意見を伺い、その結果をもとに、市が運営の許可を行うことが一連の流れです。

また、佐渡市の第1号被保険者の方が、市外で地域密着型サービスを使いたいという場合においても、同様に審議会に諮る手続きが必要です。

佐渡市においては、利用者の緊急性や、審議会の開催状況を鑑みて、利用者保護を優先し、計画期間中の年度末ごとに一括して報告していました。そのため、第10期計画においても、同様の取扱いとしたいと考えています。

（2）地域密着型サービスの事業所指定

第9期計画においては、公募による指定は行いませんでしたが、介護予防支援事業所の指定を2件行いました。

また、新たなサービスとして、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の指定も行ったところです。

第10期計画においては、質の確保と地域バランスに配慮し、見込むサービス提供量の確保と圏域ごとの適正な整備を図るため、公募により指定申請事業者を選定したいと考えています。

第10期計画中に公募するのは、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を開設する事業者です。選定に際しては、遠隔地に対応できるよう、両津・相川地区の日常生活圏域に開設できる事業者とし、事業所開設の趣旨及び理念等を総合的に考慮して選定したいと考えます。

5 計画策定までのスケジュール

年 月	項 目
令和 7 年 9 月	
令和 7 年 10 月	・在宅介護実態調査
令和 7 年 11 月	
令和 7 年 12 月	
令和 8 年 1 月	・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
令和 8 年 2 月	
令和 8 年 3 月	
令和 8 年 4 月	・計画策定業務開始
令和 8 年 5 月	
令和 8 年 6 月	
令和 8 年 7 月	・第 1 回 審議会開催（計画策定に関する協議） ・サービス見込量等の設定作業開始
令和 8 年 8 月	
令和 8 年 9 月	・第 2 回 審議会開催（計画策定に関する協議） ・サービス見込量、保険料の仮設定（随時 3 月まで）
令和 8 年 10 月	
令和 8 年 11 月	・第 3 回 審議会開催（計画策定に関する協議） （計画素案について協議）
令和 8 年 12 月	
令和 9 年 1 月	・第 4 回 審議会開催（計画策定に関する協議） ・計画素案について市民意見募集（パブリックコメント）。 （佐渡市ホームページや各市民センター等の窓口で公表、 募集期間は 30 日間） ↓
令和 9 年 2 月	・条例改正案を法規担当へ提出 ・市民意見を踏まえた計画案を審議会へ報告し、審議会から意見を頂く。
令和 9 年 3 月	・第 5 回 審議会開催（計画策定に関する協議） ・計画案を議会報告 ・条例改正案の議会審議・議決
令和 9 年 4 月	第 10 期計画スタート ・新潟県、県内市、市議会議員に計画冊子の送付

【用語解説】

介護保険計画

介護保険法第 117 条第 1 項の規定に基づき、地域の要介護者等がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を計画的に実現するために、3 年を一期として定めるもの。

在宅介護実態調査

介護保険事業計画の策定において、これまでの「地域包括ケアシステムの構築」という観点に加え、「介護離職をなくしていくためにはどのようなサービスが必要か」といった観点を盛り込むため、「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討することを目的として、主に在宅で要支援・要介護認定を受けている方を対象として実施する調査。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

一般高齢者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者、要支援者を対象に、日常生活圏域ごとに、地域の抱える課題の特定（地域診断）に資することなどを目的として実施する調査。からだを動かすこと、食べること、毎日の生活、地域での活動、たすけあい、健康などに関する項目を調査する。

日常生活圏域

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、医療・介護・生活支援などを一体的に提供する目的で設定された地理的なエリアのこと。広さは、おおむね 30 分以内に必要なサービスが届く「中学校区程度」を基本としている。

地域密着型サービス

増加傾向にある認知症高齢者や中重度の要介護高齢者等が、住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、地域の特性に応じて提供されるサービスのこと。
事業所が所在する場所の被保険者が優先して利用することができる。
例外として、他の市町村に所在する地域密着型サービス事業所についても、被保険者からの利用希望に基づき、市町村が必要であると認める場合には、他の市町村の同意を得て指定（区域外指定）することで、被保険者が利用することが可能。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

要介護者が自宅で 24 時間 365 日安心して生活できるよう、日中・夜間を通じて介護職員や看護師が定期的な訪問や通報に応じた対応を行うサービスのこと。月額の設定額制で、医療と介護の連携したサポートが受けられる。要支援者は利用できない。

第 1 号被保険者

佐渡市内に住所がある 65 歳以上の方のこと。

介護保険料

介護を必要とする人やその家族の負担を軽減し、社会全体で介護を支える目的から創設された介護保険制度の、運営に必要な費用の一部をまかなうため、被保険者が支払う負担金のこと。

第 1 号被保険者が負担する介護保険料は、佐渡市で定める介護保険事業計画に基づき計算され、決定される。

佐渡市市営高齢者施設あり方検討会 報告書

令和 8 年 3 月

佐渡市市営高齢者施設あり方検討会

～目 次～

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
------------------------------	---

○第1章

介護老人保健施設「すこやか両津」、養護老人ホーム「待鶴荘」、軽費老人ホーム「ときわ荘」の現状について

1 「すこやか両津」の設立の経緯等について・・・・・・・・	2
2 「待鶴荘」の設立の経緯等について・・・・・・・・	4
3 「ときわ荘」の設立の経緯等について・・・・・・・・	6

○第2章

介護老人保健施設「すこやか両津」、養護老人ホーム「待鶴荘」、軽費老人ホーム「ときわ荘」の将来構想について

1 「すこやか両津」の将来構想について・・・・・・・・	8
2 「待鶴荘」の将来構想について・・・・・・・・	9
3 「ときわ荘」の将来構想について・・・・・・・・	9

○第3章

医療・介護・福祉の連携について・・・・・・・・	10
-------------------------	----

○第4章

佐渡市全体の介護サービスの将来構想について・・・・・・・・	11
-------------------------------	----

◇ 資料集

資料1 佐渡市の人口推計

資料2 佐渡市の介護保険の実績と推計

資料3 島内の介護施設（入所系・通所系）について

資料4 特別養護老人ホーム等入所申込者の推移

資料5 すこやか両津移転後の状況について

資料6 日常生活圏域別地域資源(特養+老健)に対する割合(推計)

資料7 施設サービスの見込み量について

資料8 佐渡市市営高齢者施設あり方検討会議事録

資料9 佐渡市市営高齢者施設あり方検討会開催要綱

資料10 佐渡市市営高齢者施設あり方検討会委員名簿

◇ 用語集

はじめに

佐渡市市営施設のあり方については、平成 29 年 8 月に「両津地区市営介護施設の在り方検討会報告書」が策定されており、当該報告書では、介護老人福祉施設「特別養護老人ホーム歌代の里」（以下「歌代の里」という。）と介護老人保健施設「すこやか両津」（以下「すこやか両津」という。）の将来に向けた「運営形態の在り方」、「施設の形態」、「今後の方向性」など、基本的な事項が下記のとおりまとめられている。（以下報告書より転記）

「歌代の里」については、将来的にも両津地区に「歌代の里」と同規模の介護老人福祉施設は必要と考えます。利用者ニーズに合ったサービス提供の必要性や「歌代の里」の耐震補強工事と建物耐用年数に係る大規模改修費用の費用対効果を検証する上で、「両津病院」の建設を期に市が運営する「歌代の里」を廃止し、民間による新たな介護老人福祉施設を建設、運営することも一つの選択肢として、検討していく必要があります。

「すこやか両津」については、耐震基準はクリアしていますが、「両津病院」の建築により変電関係、スプリンクラー動力源設備、ボイラー使用の空調設備等の設備が必要となります。また、両津病院 3 階病棟にある短期入所生活介護棟を閉鎖し、渡り廊下の撤去などの大規模改修が必要となります。

現在、「歌代の里」は廃止し、令和 6 年 9 月に民間事業者により「特別養護老人ホーム朱鷺いろの杜梅津」が開設・運営されている。

「すこやか両津」は両津病院の移転に伴い、単独で熱源等の確保を行う工事が着工できなかったことから、令和 7 年 4 月に、旧介護老人保健施設さど（以下「旧老健さど」という。）に一時移転してサービス提供を継続している。

また、市営施設の養護老人ホーム「待鶴荘」（以下「待鶴荘」という。）・軽費老人ホーム「ときわ荘」（以下「ときわ荘」という。）も建物の老朽化や入所者数の減少等の課題がある。

このような状況で、「すこやか両津」の今後の運営方針を中心として、市営施設については、「民間ができることは民間に」を基本に、民間活力の活用も含めての検討が求められているところであり、今年度「佐渡市市営高齢者施設あり方検討会」を設置し、検討を進めることとしたものである。

併せて、高齢者人口、要介護（支援）認定者が推計値よりも急速に減少している状況や、介護人材確保、医療との連携等、市営施設のあり方を検討するとともに、佐渡市全体の介護保険サービスの将来構想の検討も必要となる。

本報告書は、令和 7 年 5 月から外部委員を含めた「佐渡市市営高齢者施設あり方検討会」において、計 5 回にわたり検討した結果をまとめ、策定したものである。

○第1章

介護老人保健施設「すこやか両津」、養護老人ホーム「待鶴荘」、軽費老人ホーム「ときわ荘」の現状について

1 介護老人保健施設「すこやか両津」の設立の経緯等について

(1) 設立からの経緯等について

- ①平成5年9月10日に施設利用者90名定員の、老人保健法に基づく老人保健施設「すこやか両津」を開設した。認知症専用の病床が半数近くあり、当時としては画期的な老人保健施設であった。
- ②平成7年1月1日から通所リハビリテーション定員4名（現在8名）のサービス提供を開始した。
- ③平成12年、介護保険法施行に伴い介護老人保健施設となる。在宅サービスへの移行がスムーズに行えるよう、居宅介護支援事業所を設置した。
- ④平成21年4月、両津病院改革プランにより130床から99床にしたことに伴い、12月から両津病院の3階病棟の6床部屋を4床部屋へ改修し、短期入所生活介護棟を新設、定員9名のサービスを開始した。
- ⑤平成29年8月の「両津地区市営介護施設の在り方検討会報告書」によると、『将来の運営形態の在り方は、県内96施設中、市が直営しているのは、佐渡市を含めて2施設のみという現状、平成28年に策定された「アウトソーシング推進計画」及び「公共施設等総合管理計画」の取組方針である「民間ができることは民間に」を基本に、サービス水準の維持・向上及び費用対効果を十分に検討し、民間の高度な専門知識・経営資源等の積極的活用が図られるよう、民間移譲について検討していく必要がある。』とされている。
- ⑥平成31年4月1日から訪問リハビリテーションのサービス提供を開始した。
- ⑦令和3年3月末に両津病院3階の短期入所生活介護棟を閉鎖した。
- ⑧令和7年5月両津病院の移転に伴い、すこやか両津が単独で熱源等の確保を行う工事が着工できず、令和7年4月28日に旧老健さどに移転し、サービス提供を継続している。

(2) 課題について

- ①すこやか両津の熱源（ボイラー）、電気、空調設備等は併設する両津病院から供給を受けて運営してきたが、移転前の場所での運営は、インフラを独立するための工事（予算約6億円）をするか、両津病院の設備を単独で稼働（年約2千万円＋修繕費約1千万円）するしか方法がない。
- ②移転前の建物は、建設から30年以上が経過している。建物は、耐震構造となっており、耐震基準はクリアしているが、年々修繕が増えており、今後も増えることが想定される。
- ③運営面では、年間約2億円の一般会計繰入金で運営している。
- ④施設の稼働率は年々低下し、令和6年度実績では約73%で、民間事業者であれば運営できない状況である。

【施設概要】

施設名（根拠法）	介護老人保健施設 すこやか両津（介護保険法）
設置経営主体	佐渡市
事業開始年月日	平成 5 年 9 月 10 日
実施サービス及び定員	施設入所・短期入所療養介護（90 人）、通所リハビリテーション（8 人）、訪問リハビリテーション、居宅介護支援事業
土地・建物等	敷地面積：1652.82 m ² 建物：鉄筋コンクリート 4 階建 延べ 3480.37 m ² 居室：4 人部屋・19 室、3 人部屋・1 室、2 人部屋・4 室、1 人部屋・3 室 通所デイルーム・2 室
建築事業費	1,499,696 千円（内訳：国補 55,000 千円、地方債：1,235,800 千円 一般財源 208,896 千円）

【職員数】

令和 7 年 4 月 1 日現在

	正規職員	会計年度任用職員 (フルタイム含む)	計
事務職	2人	2人	4人
医師		1人	1人
理学療法士	4人		4人
作業療法士	1人		1人
支援相談員	2人		2人
介護支援専門員	2人		2人
介護員	21人	18人	39人
看護師・准看護師	13人	5人	18人
管理栄養士	1人		1人
労務作業員		5人	5人
計	46人	31人	77人

調理業務は、平成 27 年度から民間に委託

【稼働率】

	施設・短期入所		通所リハ		訪問リハ	居宅介護支援 (予防委託含む)
	利用者数	稼働率	利用者数	稼働率	回数	延べ人数
令和 2 年度	29,003人	88.3%	2,359人	82.1%	1,522回	381人
令和 3 年度	29,113人	88.6%	2,351人	81.9%	1,825回	468人
令和 4 年度	27,353人	83.3%	2,146人	74.7%	1,868回	604人
令和 5 年度	26,241人	79.7%	2,235人	77.6%	2,844回	613人
令和 6 年度	23,889人	72.7%	2,133人	80.8%	2,875回	600人

2 養護老人ホーム「待鶴荘」の設立の経緯等について

(1) 設立の経緯等について

- ①昭和 27 年 11 月 16 日、一部事務組合により「佐渡養老院待鶴荘」として開設した。
(定員 30 人)
- ②昭和 38 年 8 月、老人福祉法施行により「養老院」を「養護老人ホーム」に改正した。
- ③昭和 41 年 4 月、増築により増員 (定員 30 人→100 人)
- ④昭和 57 年 11 月、全面改築工事が完成した。
- ⑤平成 8 年 11 月、エレベーターを設置した。
- ⑥平成 16 年 3 月、市町村合併により「佐渡市養護老人ホーム待鶴荘」に改名した。
- ⑦平成 18 年 10 月、介護保険法改正により養護老人ホームにおける介護サービス提供が可能になったことにより、「佐渡市特定施設待鶴荘」、「佐渡市待鶴荘訪問介護事業所」を開設した。
- ⑧平成 19 年 10 月 31 日の「佐渡市公共施設見直し指針」により、民間団体等の自主的な運営を託すことで、より効果的・効率的に業務遂行ができると考えられる施設は、積極的に民間譲渡するものとして、待鶴荘、ときわ荘は民間譲渡の方針が出された。
- ⑨島内の民間法人と協議したが譲渡先はなく、その後指定管理者制度等も含め検討してきたが、収支の課題等のため実現できなかった。
- ⑩平成 31 年 4 月、「佐渡市待鶴荘訪問介護事業所」の平成 18 年度からの不正請求による行政処分を受けた。
- ⑪令和 2 年 3 月末、「佐渡市待鶴荘訪問介護事業所」を廃止した。
- ⑫令和 4 年 10 月から、給食業務の外部委託を開始した。

(2) 課題について

- ① 6 畳の居室をカーテンで仕切って 2 人部屋としているため、プライバシーの面での配慮がない。
- ※平成 18 年の基準改正では、居室面積は、 $3.3\text{ m}^2 \Rightarrow 10.65\text{ m}^2$ 、居室入所人員は、原則 2 人以下 $\Rightarrow$ 1 人 (入所者への処遇上必要と認められる場合には、2 人とすることができる)
- ②要介護の入所者も介護サービスを利用して生活できるが、トイレ等の段差などバリアフリーの構造になっていない。
- ③建物の老朽化により、大規模な修繕が必要になる。
- ④施設の構造上、常時見守りが必要な入所者は、2 階の居室での対応ができない。
- ⑤入所者は、年 3 回実施される入所判定委員会で決定される。100 人定員であるが、近年入所者数は、70 人前後で推移している。

【施設概要】

施設名（根拠法）	佐渡市養護老人ホーム待鶴荘（老人福祉法）
設置経営主体	佐渡市
事業開始年月日	昭和 27 年 11 月 16 日佐渡養老院として開設 現在の施設は、昭和 57 年 11 月に全面改築
実施サービス及び定員	養護老人ホーム 定員 100 人 特定施設入居者生活介護サービス（外部サービス利用型）
土地・建物等	敷地面積：7,407.90 m ² 建物：鉄筋コンクリート 2 階建 2,510 m ² 、居室：6 畳 2 人部屋 50 室（エレベーター設置）
入所対象者及び費用等	・ 65 歳以上で、「環境上の理由及び経済的な理由」で居宅において養護が必要な方（措置施設） ・ 費用は、本人と扶養義務者の所得に応じて決定 ・ 養護老人ホーム被措置者数に応じて地方交付税の歳入あり（普通交付税に関する省令）

【職員数】

令和 7 年 4 月 1 日現在

	正規職員	会計年度任用職員	計
事務職	2 人		2 人
相談員	2 人		2 人
介護支援専門員（介護兼務）	2 人		2 人
介護員（支援員）	11 人	9 人	20 人
介助員	1 人		1 人
看護師	2 人		2 人
栄養士（ときわ荘兼務）	1 人		1 人
労務作業員		3 人	3 人
計	21 人	12 人	33 人

※調理業務は、令和 4 年 10 月から民間に委託

【利用者数】（※各年度：年度末の入所者数、特定施設入居者生活介護サービスの実利用者の平均数）

年度	入所者数	特定施設サービス利用者数
令和 2 年度	81 人	75 人
令和 3 年度	81 人	66 人
令和 4 年度	71 人	63 人
令和 5 年度	70 人	58 人
令和 6 年度	72 人	58 人

3 軽費老人ホーム「ときわ荘」の設立の経緯等について

(1) 設立の経緯等について

- ①昭和 54 年 4 月 1 日、「佐渡市町村老人ホーム組合軽費老人ホームときわ荘」として開設した。(定員 50 人)
- ②平成 6 年 8 月、「佐渡広域市町村圏組合軽費老人ホームときわ荘」に改名した。
- ③平成 16 年 3 月、市町村合併により「佐渡市軽費老人ホームときわ荘」に改名した。
- ④平成 19 年 10 月 31 日の「佐渡市公共施設見直し指針」により、民間団体等の自主的な運営を託すことで、より効果的・効率的に業務遂行ができると考えられる施設は、積極的に民間譲渡するものとして、待鶴荘、ときわ荘は民間譲渡の方針が出された。
- ⑤島内の民間法人と協議したが譲渡先はなく、その後指定管理制度等も含め検討してきたが、収支の課題等のため実現できなかった。
- ⑥令和 4 年 10 月から、給食業務の外部委託を開始した。

(2) 課題について

- ①平成 20 年の基準省令の制定により、軽費老人ホーム A 型は経過的施設となり、ケアハウスへの一元化が示された。これにより、新設の場合はケアハウスとなる。
- ②建物の老朽化により、大規模な修繕が必要になる。
- ③一部 2 階建てであるが、エレベーターの設置はない。
- ④夜間は、介護職員等の配置がなく宿直員のみで、当番の職員が必要時呼び出しにより対応している。
- ⑤新潟県内で軽費老人ホーム A 型は 3 施設のみ。公立は 2 施設で、うち 1 施設は社会福祉法人が経営主体となっている。

なお、市が経営主体となっているのは、ときわ荘のみである。

【施設概要】

施設名（根拠法）	佐渡市軽費老人ホームときわ荘（老人福祉法）
設置経営主体	佐渡市
事業開始年月日	昭和 54 年 4 月 1 日
実施サービス及び定員	軽費老人ホーム 定員 50 人
土地・建物等	敷地面積：4,782.91 m ² 建物：鉄筋コンクリート一部 2 階建 1,499 m ² 居室：6 畳 1 人部屋 50 室
入所対象者及び費用	・軽費老人ホーム A 型：低額で食事の提供や入浴等の準備、相談及び援助、健康管理等日常生活に必要な便宜を行う施設 ・60 歳以上（夫婦の場合は一方が 60 歳に達していればよい）で、健康で日常身のまわりのことができ、共同生活に適している方で、利用料が納入できる方 ・費用は、本人の前年の収入に応じて国で定められた基準で決定 ・特別地方交付税の歳入あり

【職員数】

令和 7 年 4 月 1 日現在

	正規職員	会計年度任用職員	計
事務職	2 人	1 人	3 人
相談員	1 人		1 人
介護員	2 人	1 人	3 人
介助員	1 人		1 人
看護師	2 人		2 人
栄養士（待鶴荘兼務）			
労務作業員		1 人	1 人
計	8 人	3 人	11 人

※調理業務は、令和 4 年 10 月から民間に委託

【利用者数】

年度	入居者数
令和 2 年度	41 人
令和 3 年度	43 人
令和 4 年度	34 人
令和 5 年度	43 人
令和 6 年度	37 人

○第2章

介護老人保健施設「すこやか両津」、養護老人ホーム「待鶴荘」、軽費老人ホーム「ときわ荘」の将来構想について

1 介護老人保健施設「すこやか両津」の将来構想について

(1) 移転後の運営状況について

現在、一時移転し、旧老健さど（金井地区）で運営を継続している。

一時移転により、入所定員は90人から80人になったが、他の併設サービスは変わらずに運営している。

入所稼働率は、佐渡総合病院との連携等もあり90%前後で推移している。

併設サービスは、通所リハビリテーションの稼働率が若干下がってはいるが、新規で金井地区周辺部の利用が開始している。

訪問リハビリテーションや居宅介護支援事業については、大きな変化はない。

(2) 施設の形態（運営）について

すこやか両津の熱源（ボイラー）、電気、空調設備等は併設する両津病院から供給を受け運営してきた。インフラを独立するための工事（予算約6億円）を実施するか、両津病院の設備を単独で稼働（年間約2千万円＋修繕費約1千万円）させるしか方法がなかったため、旧老健さどに一時移転して運営を継続している。

運営のために一定程度の点検や修繕を行っている。また、佐渡総合病院との連携等により稼働率が上がっていることや圏域別の配置などを含め、当面の間は、現在の場所（旧老健さど）での運営を継続していく。

(3) 今後の「すこやか両津」の方向性（今後の展望）

高齢者人口の減少、要介護認定者数の減少が予測を大幅に上回るペースで進んでいる。

一時移転後は、地理的な条件を生かし、病院と在宅の調整機能が効果的に図られている。今後のサービス需要を見据えると、市全体の施設の配置や定員調整が必要な時期を迎えていることから、当面は旧老健さどを有効に活用し、必要なサービスを提供することが望ましい。

また、当市においては、医療と介護を一体的に考えていく必要があるため、佐渡の医療再編の状況に合わせて、介護医療院への転換を含めた、より充実したサービス提供や効果的な運営方針の検討が必要である。

なお、今後の施設運営については、民間の高度な専門知識や技術・経営資源等の積極的活用が図れるよう、「民間ができることは民間に」を基本として、介護サービスの需要と供給のバランスに応じて、公営施設の縮小・廃止も含めて継続して検討していく必要がある。

2 養護老人ホーム「待鶴荘」の将来構想について

(1) 施設の形態（運営）について

老人福祉法第 11 条の規定により、養護老人ホームの入所措置基準は、65 歳以上の者であって、「環境上の理由及び経済的理由」で在宅において日常生活を営むことに支障があるものに対して、適切に入所等が行われるように努めなければならないとされている。

養護老人ホームは、民間での運営は難しい施設であり、市が運営を継続すべき施設である。

(2) 今後の「待鶴荘」の方向性（今後の展望）

身体的に一定の自立はできているものの、さまざまな生活課題等により在宅での生活が困難な高齢者について、今後も必要な施設であるが、民間での運営は難しいため市が運営を継続すべきである。

全面改築後 40 年以上を経過している施設であり、修繕費等の過去 3 年間の実績を見ると、年間約 1,000 万円かかっており、今後も電気設備工事や屋根の防水工事等が必要になってくる。施設運営を継続するに当たっては、新たな施設を建設するのではなく、今後の医療介護の再編と併せて、再利用可能な施設の利活用等を検討する必要がある。

また、定員は 100 人であるが、現在の入所者は 70 人前後で推移していることもあり、現在の 2 部屋の解消に合わせて、50～70 人程度の定員に見直す必要がある。

3 軽費老人ホーム「ときわ荘」の将来構想について

(1) 施設の形態（運営）について

現施設は、軽費老人ホーム A 型で法改正により経過的施設となり、建替え等の場合はケアハウスへの一元化が示されている。

施設の老朽化により、修繕等が必要になってきているが、軽費老人ホームとして運営できる間は、民間での運営は難しいため、市が運営を継続する。

(2) 今後の「ときわ荘」の方向性（今後の展望）

待鶴荘と同様に、建設後 40 年以上を経過している施設であり、修繕費等の過去 3 年間の実績を見ると年間約 250 万円かかっており、今後もボイラーやエアコンの取替修繕等が必要になってくる。

今後の医療介護の再編と併せて、運営形態や定員を含めて施設の必要性について検討が必要である。

また、ケアハウスが必要な場合は、民間運営が可能な施設であるため、民間活力を生かした施設計画の検討が必要である。

○第3章

医療・介護の連携について

(令和7年2月佐渡地域医療構想調整会議 資料より抜粋)

(1) 佐渡医療圏のこれまでの経過と再編の必要性について

佐渡医療圏は佐渡市を圏域とする医療圏であり、病床を有するのは市立病院と厚生連病院で、新潟県内で唯一県立病院のない医療圏である。

令和3年度末で佐和田病院が閉院、令和4年度には医師退職により市立相川病院が相川診療所となる中、病院単位で最適化を図ることは困難であり、医療圏として持続可能な医療提供体制を構築することが必要であると新潟県により再編された。

しかし、その3年前の病床機能再編後、当面の需給ギャップや瞬間的な入院需要を補完するため、介護施設に入所するまでの待機的な入院機能について介護分野で受け入れる取組を推進してきたが、円滑な受け入れが進んでないのが現状である。

さらに、相川診療所は医師退職に伴い令和4年に診療所に変更したが、その後新たな医師配置ができない状況である。加えて消防法の改正に伴う施設設置基準（スプリンクラー設置）を満たす必要があるが、市では、令和7年6月末までに休床とする判断をした。また南佐渡医療センターも令和7年4月に無床診療所化とする予定である。これらのことより、佐渡医療圏から慢性期病床がなくなり、「医療と介護の狭間の患者」を受け取るための病床がなくなることが大きな課題となっている。

新潟県は第8次新潟県地域保健医療計画（令和6年度から令和11年度）において、佐渡医療圏の基準病床数を543床としたが、既存病床数は388床であり、大きく乖離している。

佐渡医療圏では、人口減少や高齢化率の上昇が進行し、医療資源が限られていることに加え、離島という地理的条件ゆえに、佐渡医療圏の急性期医療の中核的機能を担っている佐渡総合病院は、人口減少や医療介入の度合いが低い高齢者の滞留などにより医業収支が悪化しており、厳しい経営状態となっている。

併せて佐渡総合病院及び南佐渡地域医療センターを運営するJA新潟厚生連は令和5年度決算では35.9億円の損失金を計上し、令和6年度においても多額の損失金を計上することが見込まれ、経営改革を進めることができなければ令和7年度にも資金が枯渇し、病院事業の存続が困難になる恐れが迫っている。

このような状況を打破し、市民に安心して持続可能な医療提供体制を確保するためには、厚生連・県・市が一体となった緊急的な経営改革や支援とあわせて、医療人材の有効活用と効率的運営の観点から医療圏の人口減少や少子高齢化などの人口動態に即した病床機能の再編とともに『医療と介護が連携した体制構築』に向けて進むこと及び現状を踏まえた「医療と介護両面での再編」が必要である。

（２）医療・介護の連携について

佐渡医療圏の課題に対応するためには、佐渡医療圏全体の病院、診療所の入院実態に即した病床機能の「人口減少と高齢者社会の将来を見据えた再編」と、実態に即した病床機能の「人口減少と高齢化社会の将来を見据えた再編」と「慢性期患者」、「医療と介護の狭間の患者」を医療と介護の連携により受け入れることが必要である。

医療と介護の連携を推進するためには、各施設の看護師等の人材育成に取り組み、さらに医療及び介護に一体的な病床調整の仕組みが必要である。

相川診療所の休床を契機とし、その受入れ機能について、介護施設における医療行為の平準化を進め、医療と介護の連携強化を図る。

【医療と介護の連携についての意見】

医療と介護の連携については、介護医療院の設置を含め、「医療と介護の狭間の患者の受入れ」と「医療と介護が一体になった再編が必要」である。

介護側としては、身寄りのない方、連絡先のない方への対応で最初につまずいてしまうため、改善が必要で、（一社）佐渡医療・介護・福祉提供体制協議会と連携しながら、早急に議論を進めていく必要がある。

オンライン診療の推進・拡充（施設と病院を繋ぐオンライン診療・施設医の定期巡回の診療のオンライン化）が望まれる。

病院での看護人材不足による休床等の対応には、在宅介護・在宅看護などの在宅医療が必要になってくる。安心して在宅で医療を受けられる体制を目指していく必要がある。

○第４章

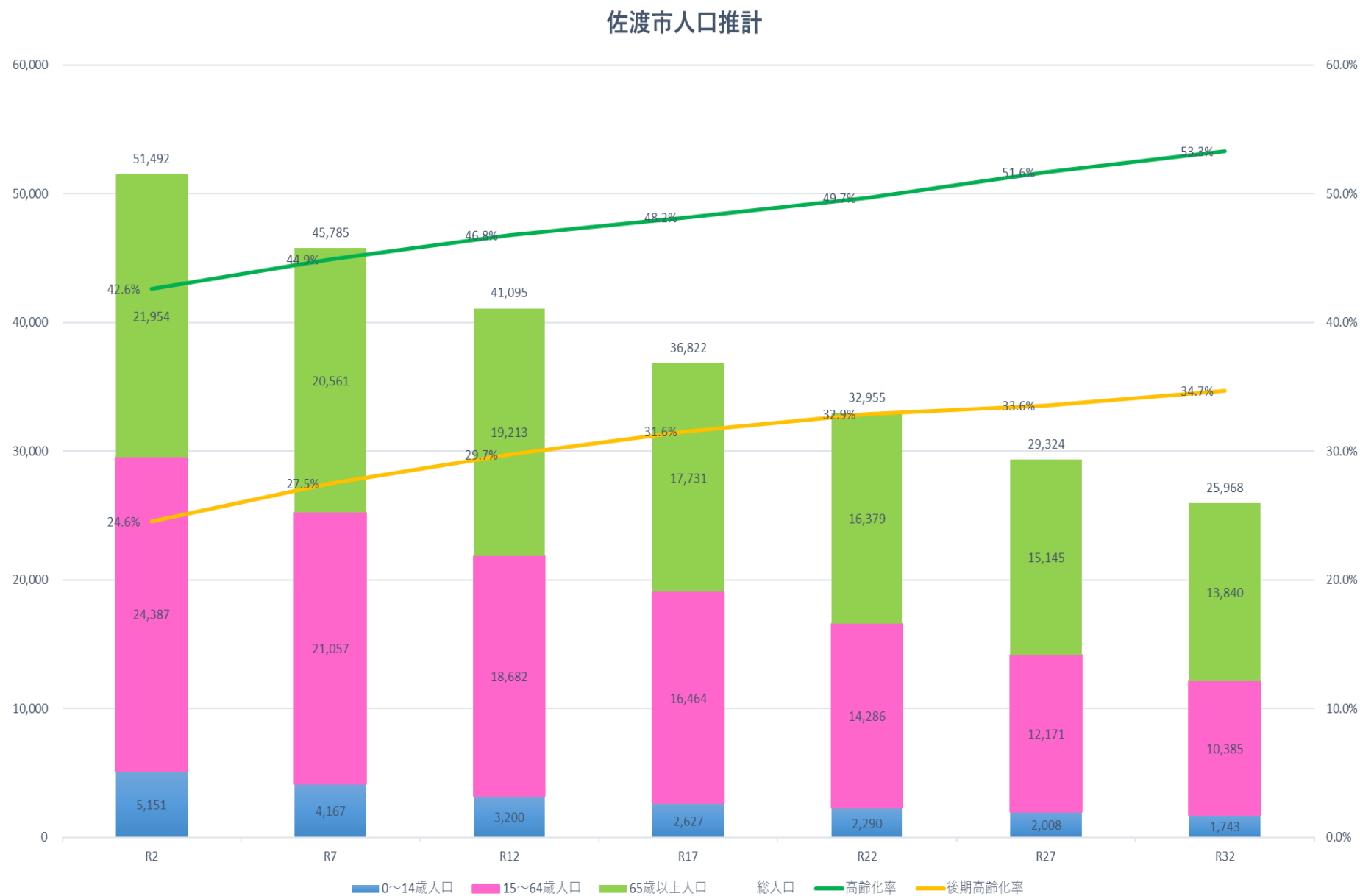
佐渡市全体の介護サービスの将来構想について

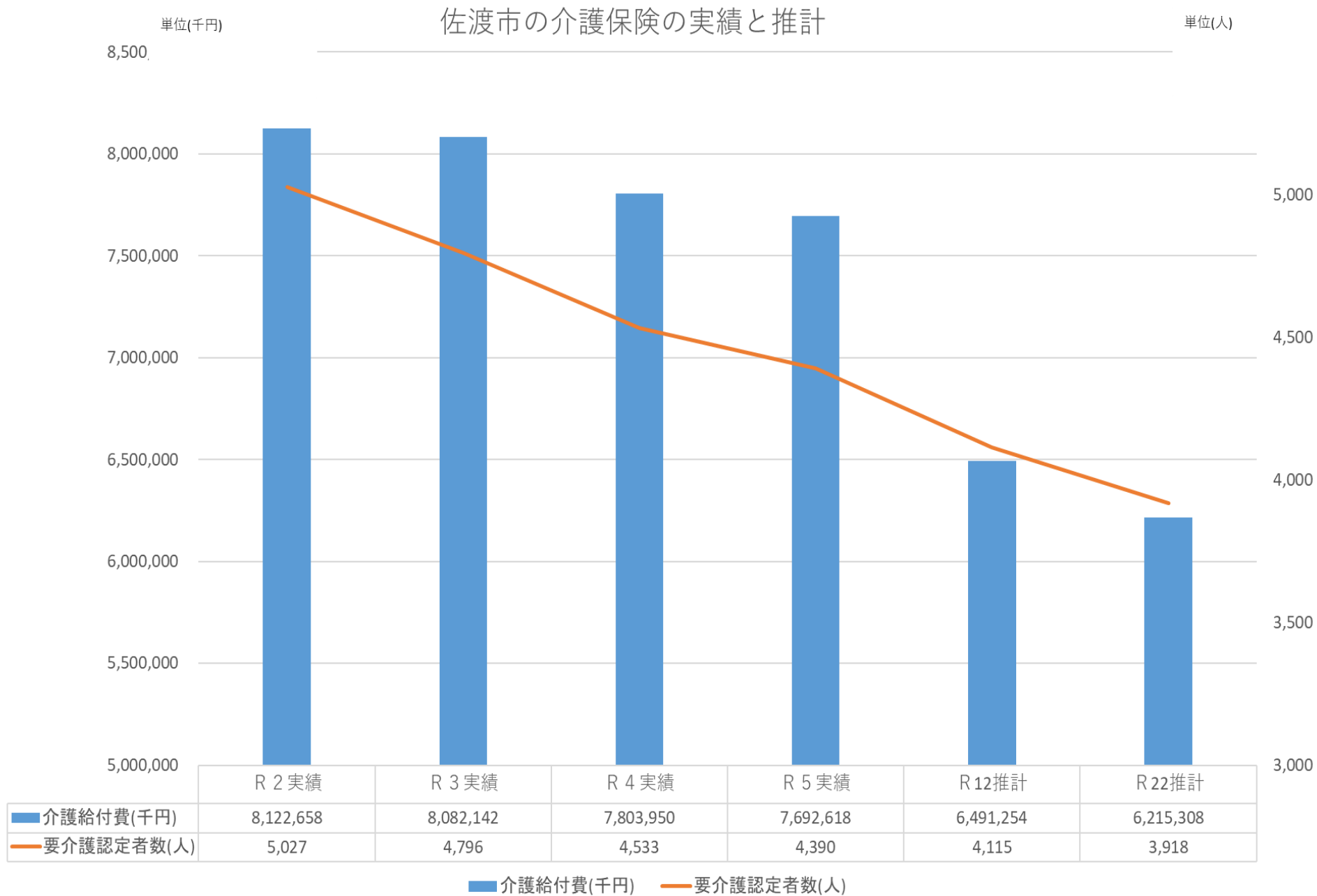
佐渡市では、全国平均を上回るスピードで高齢化が進み、すでに高齢者人口や要介護認定者数の減少が推計以上に進んでいる。

さらに、担い手不足も深刻化し、看護師、介護職員等あらゆる職種で人材確保が難しくなっており、現在働いている職員への負担が増している。

このような状況下で、市民が将来にわたって住み慣れた環境で安定した生活が送ることができるよう、福祉サービスの持続可能な提供体制の構築に向け、現状把握及び将来構想等を協議するために「佐渡市福祉サービス等将来構想検討会」を設置した。

市営高齢者施設あり方検討会での市営施設の将来構想を含め、高齢者のみでなく、佐渡市全体の福祉サービスに関することや、人材確保、事業の連携、協働化等を協議し、持続可能なサービスの提供体制の構築に向け、継続的に議論を進めていくものとする。

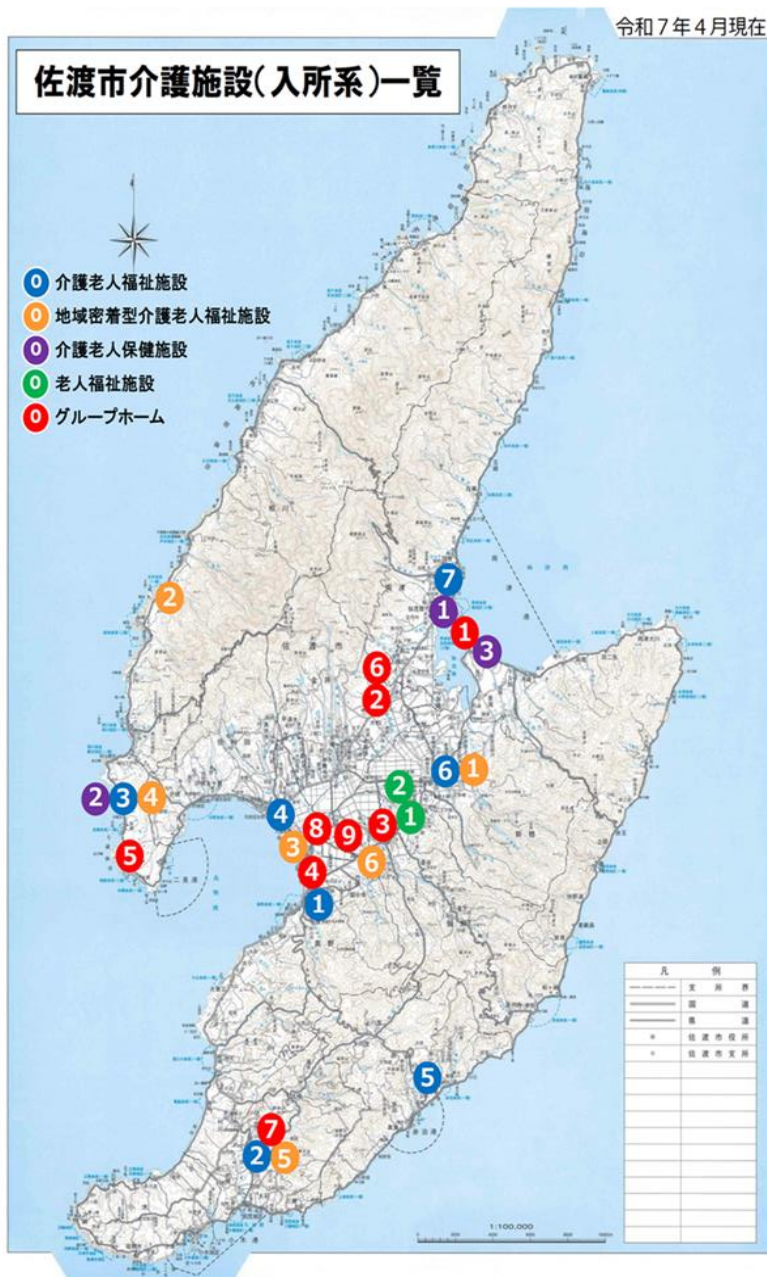




令和7年4月現在

佐渡市介護施設（入所系）一覧

- 介護老人福祉施設
- 地域密着型介護老人福祉施設
- 介護老人保健施設
- 老人福祉施設
- グループホーム



(1) 介護老人福祉施設

※経過年数・残年数は、R7.4.1時点で計算

	施設名	所在地	設置主体	開設日	定員	構造	耐用年数	経過年数	残年数	備考
1	特別養護老人ホーム真野の里	真野新町624-2	(福)佐渡寿福祉会	S61.4.1	80人	鉄筋コンクリート造平屋建	47年	39年	8年	フォート23床
2	特別養護老人ホームはもちの里	羽茂本郷25	(福)小佐渡福祉会	H4.4.1	80人	鉄筋コンクリート造平屋建 (一部2階建・一部鉄骨造)	47年	33年	14年	フォート20床
3	特別養護老人ホーム大浦の里	相川大浦533-2	(福)大佐渡福祉会	H7.7.1	60人	鉄筋コンクリート造平屋建	47年	29年	18年	フォート20床
4	特別養護老人ホームやはたの里	八幡町340	(福)佐渡国仲福祉会	H11.4.1	79人	鉄筋コンクリート造平屋建	47年	26年	21年	フォート20床
5	特別養護老人ホームスマイル赤泊	徳和6207-2	(福)佐渡前浜福祉会	H17.10.1	90人	鉄筋コンクリート ・鉄骨造3階建	47年	19年	28年	フォート20床
6	特別養護老人ホーム新穂愛宕の園	新穂瓜生屋339-2	(福)愛宕福祉会	H20.4.1	80人	鉄骨造3階建	34年	17年	17年	フォート20床
7	特別養護老人ホーム朱鷺いろの杜梅津	梅津2317-1	(福)勇樹会	R6.9.1	105人	鉄骨造3階建	34年	年	34年	フォート18床

(2) 地域密着型介護老人福祉施設

	施設名	所在地	設置主体	開設日	定員	構造	耐用年数	経過年数	残年数	備考
1	新穂愛宕の園式号館	新穂瓜生屋513-1	(福)愛宕福祉会	H24.5.1	29人	鉄骨造平屋建	34年	12年	22年	フォート1空床のみ
2	金泉ふれあいの杜	北狄1500-2	(福)佐渡ふれあい福祉会	H24.10.1	27人	木造平屋建	22年	12年	10年	
3	真野の里二号館	八幡1881-1	(福)佐渡寿福祉会	H24.10.1	29人	木造平屋建	22年	12年	10年	フォート110床
4	大浦の里二号館	相川大浦1285-3	(福)大佐渡福祉会	H26.4.1	20人	木造平屋建	22年	11年	11年	フォート19床
5	はもちの里トキめき館	羽茂本郷25	(福)小佐渡福祉会	H26.4.1	20人	鉄骨造平屋建	34年	11年	23年	
6	ミニ特養うしろやま	宮川1062	(福)よつば福祉会	H27.5.18	29人	木造一部鉄筋コンクリート造 2階建	22年	9年	13年	

(3) 介護老人保健施設

	施設名	所在地	設置主体	開設日	定員	構造	耐用年数	経過年数	残年数	備考
1	佐渡市介護老人保健施設すこやか南津	春日1137-4	佐渡市	H5.9.10	90人	鉄筋コンクリート造4階建	47年	31年	16年	
2	介護老人保健施設相川愛広苑	相川大浦571	(医)愛広会	H11.9.1	150人	鉄骨造2階建	34年	25年	9年	
3	介護老人保健施設観里	住吉126-2	(福)庄やの里	H20.10.1	80人	鉄骨造3階建	34年	16年	18年	フォート20床

(4) 老人福祉施設

	施設名	所在地	設置主体	開設日	定員	構造	耐用年数	経過年数	残年数	備考
1	養護老人ホーム待鶴荘	栗野江1826	佐渡市	S27.11.16	100人	鉄筋コンクリート造2階建	47年	42年	5年	昭和57年全面改築
2	軽費老人ホームときわ荘	栗野江1822	佐渡市	S54.4.1	50人	鉄筋コンクリート造平屋建 (一部2階建)	47年	46年	1年	

(5) グループホーム

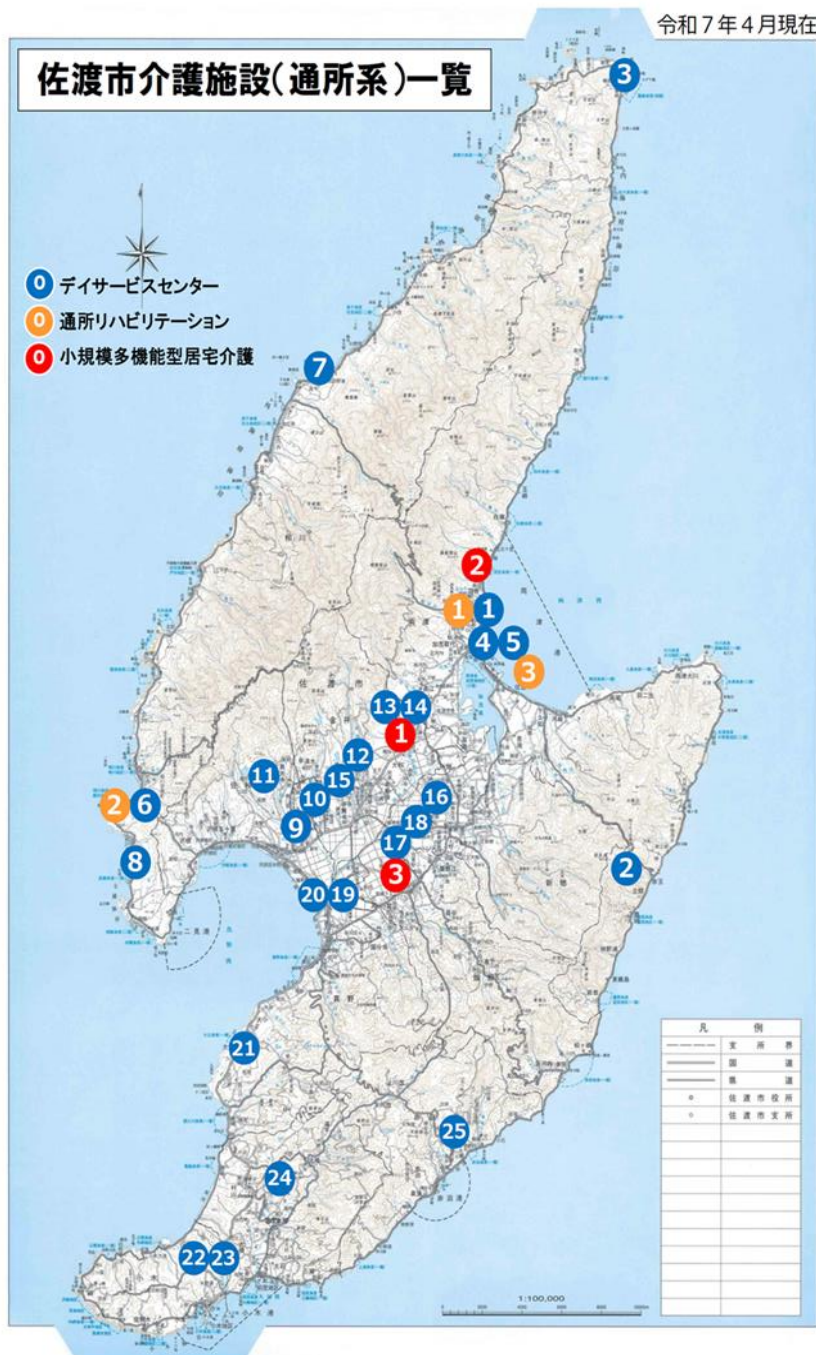
	施設名	所在地	設置主体	開設日	定員	構造	耐用年数	経過年数	残年数	備考
1	グループホームさど	南津湊343-45	(福)愛宕福祉会	H16.5.1	18人	鉄骨造2階建	34年	20年	14年	
2	ツクイ佐渡かないグループホーム	吉井本郷144-1	(株)ツクイ	H19.2.1	18人	鉄骨造2階建	34年	18年	16年	
3	グループホームはたの	寺田566	(福)愛宕福祉会	H21.3.30	18人	木造2階建	22年	16年	6年	
4	グループホームまの	長石213-1	(福)佐渡市社会福祉協議会	H23.4.1	18人	木造平屋建	22年	14年	8年	
5	グループホームなうら	橋42	(株)クローバー佐渡	H23.6.1	18人	木造2階建	22年	13年	9年	
6	けあビジョンホーム佐渡	吉井本郷576-6	(株)ビジュアルビジョン	H30.9.30	18人	木造2階建	22年	6年	16年	
7	グループホームふれあい館はもち	羽茂本郷190-1	(福)佐渡ふれあい福祉会	R2.4.1	18人	木造2階建	22年	5年	17年	
8	けあビジョンホーム佐渡八幡	八幡1466-2	(株)ビジュアルビジョン	R2.11.1	18人	木造2階建	22年	4年	18年	
9	けあビジョンホーム佐渡畠田	畠田55番地1	(株)ビジュアルビジョン	R5.9.1	18人	木造2階建	22年	1年	21年	

(注) 耐用年数は、建物の構造を基に記載したもので、実際の耐用年数と異なる場合があります。

令和7年4月現在

佐渡市介護施設(通所系)一覧

- デイサービスセンター
- 通所リハビリテーション
- 小規模多機能型居宅介護



(1) デイサービスセンター

※経過年数・残年数は、R7.4.1時点で計算

	施設名	所在地	設置主体	開設日	定員	構造	耐用年数	経過年数	残年数	備考
1	両津デイサービスセンターしゃくなげ	春日1150-20	(福)佐渡市社会福祉協議会	H7.7.1	35人	鉄筋コンクリート 4階建2階部分	47年	29年	18年	
2	両津デイサービスセンターいわゆり	豊岡1672-16	(福)佐渡市社会福祉協議会	R2.4.1	18人	鉄骨造平屋建	34年	24年	10年	
3	両津デイサービスセンターかんぞう	賢崎1781-3	(福)佐渡市社会福祉協議会	H17.5.1	18人	鉄骨造平屋建	34年	19年	15年	
4	デイサービスセンターさび	両津湊343-45	(福)愛宕福祉会	H16.5.1	30人	鉄骨造2階建1階部分	34年	20年	14年	
5	グループホームさび	両津湊343-45	(福)愛宕福祉会	R5.9.1	3人	鉄骨造2階建	34年	20年	14年	認知症対応型
6	デイサービスセンター大浦の里	相川大浦533-2	(福)大佐渡福祉会	H7.7.1	20人	鉄筋コンクリート造平屋建	47年	29年	18年	
7	デイサービスセンター高千の里	高千1048-1	(福)佐渡ふれあい福祉会	H11.10.1	35人	鉄骨造平屋建	34年	25年	9年	
8	グループホームななうら	橋42	(株)クローバー佐渡	H26.10.1	3人	木造2階建	22年	10年	12年	認知症対応型
9	やはたの里	八幡町340	(福)佐渡国仲福祉会	H11.4.1	35人	鉄筋コンクリート造平屋建	47年	26年	21年	
10	ツクイ佐渡さわた	東大通1225-4	(株)ツクイ	H21.11.1	45人	鉄骨造平屋建	34年	15年	19年	
11	デイサービスセンター十季のあかり佐渡	青野334-8	(株)クローバー佐渡	H25.2.1	20人	木造	22年	12年	10年	
12	金井デイサービスセンターしゃくなげの里	中興乙2822-1	(福)佐渡市社会福祉協議会	H7.4.1	51人	鉄骨造平屋建	34年	30年	4年	
13	ツクイ佐渡かない	吉井本郷144-1	(株)ツクイ	H19.2.1	30人	鉄骨造平屋建	34年	18年	16年	
14	ツクイ佐渡かないグループホーム	吉井本郷144-1	(株)ツクイ	H24.10.1	3人	鉄骨造2階建	34年	12年	22年	認知症対応型
15	リハビリ特化型デイサービスみーお	千種967-3	(合)m i o	H29.11.10	15人	木造2階建	22年	7年	15年	リハビリ特化型
16	新穂デイサービスセンター	新穂大野1816-2	(福)佐渡市社会福祉協議会	H7.4.1	36人	鉄骨造平屋建	34年	30年	4年	
17	デイサービスなんだい	畑野甲452-6	(株)クローバー佐渡	H20.7.1	18人	木造平屋建	22年	16年	6年	
18	グループホームはたの	寺田566	(福)愛宕福祉会	R3.9.1	3人	木造2階建	22年	3年	19年	認知症対応型
19	デイサービスセンター真野の里	真野新町624-2	(福)佐渡寿福祉会	H6.4.1	20人	木・鉄骨造2階建	22年	31年	年	
20	デイサービスセンターあすかの郷	真野新町63	(福)佐渡ふれあい福祉会	R3.6.1	18人	鉄骨造平屋建	34年	11年	23年	
21	西三川デイサービスセンター	西三川1070-1	(福)佐渡ふれあい福祉会	R6.4.1	18人	木造平屋建	22年	17年	5年	
22	小木デイサービスセンターつくし	小木町1949-4	(福)佐渡市社会福祉協議会	H12.4.1	18人	鉄筋コンクリート造平屋建	47年	25年	22年	
23	デイサービスセンターおけさ	小木町1973	(医)おけさ会	H24.12.1	18人	木造2階建	22年	12年	10年	
24	デイサービスセンターはもちの里	羽茂本郷25	(福)小佐渡福祉会	H4.9.1	25人	鉄筋コンクリート造平屋建 (一部2階建・一部鉄骨造)	47年	32年	15年	
25	赤泊デイサービスセンターやすらぎ	赤泊2207-19	(福)佐渡市社会福祉協議会	H10.10.1	35人	鉄筋コンクリート造 4階建3階部分	47年	26年	21年	

(2) 通所リハビリテーション

	施設名	所在地	設置主体	開設日	定員	構造	耐用年数	経過年数	残年数	備考
1	佐渡市介護老人保健施設すこやか両津	春日1137-4	佐渡市	H5.9.10	8人	鉄筋コンクリート造4階建	47年	31年	16年	
2	介護老人保健施設相川愛広苑	相川大浦571	(医)愛広会	H11.9.1	35人	鉄骨造2階建	34年	25年	9年	
3	介護老人保健施設観里	住吉126-2	(福)庄やの里	H20.10.1	33人	鉄骨造3階建	34年	16年	18年	

(3) 小規模多機能型居宅介護

	施設名	所在地	設置主体	開設日	定員	構造	耐用年数	経過年数	残年数	備考
1	ささえ愛あいの山	大和1213	ささえあいコミュニティ 生活協同組合新潟	H24.5.1	29人	木造平屋建	22年	12年	10年	
2	ささえ愛はよし	羽吉1198	ささえあいコミュニティ 生活協同組合新潟	H25.8.1	18人	木造平屋建	22年	11年	11年	
3	小多機うしろやま	宮川1062	(福)よつば福祉会	H27.5.18	29人	木造一部鉄筋コンクリート造 2階建	22年	9年	13年	

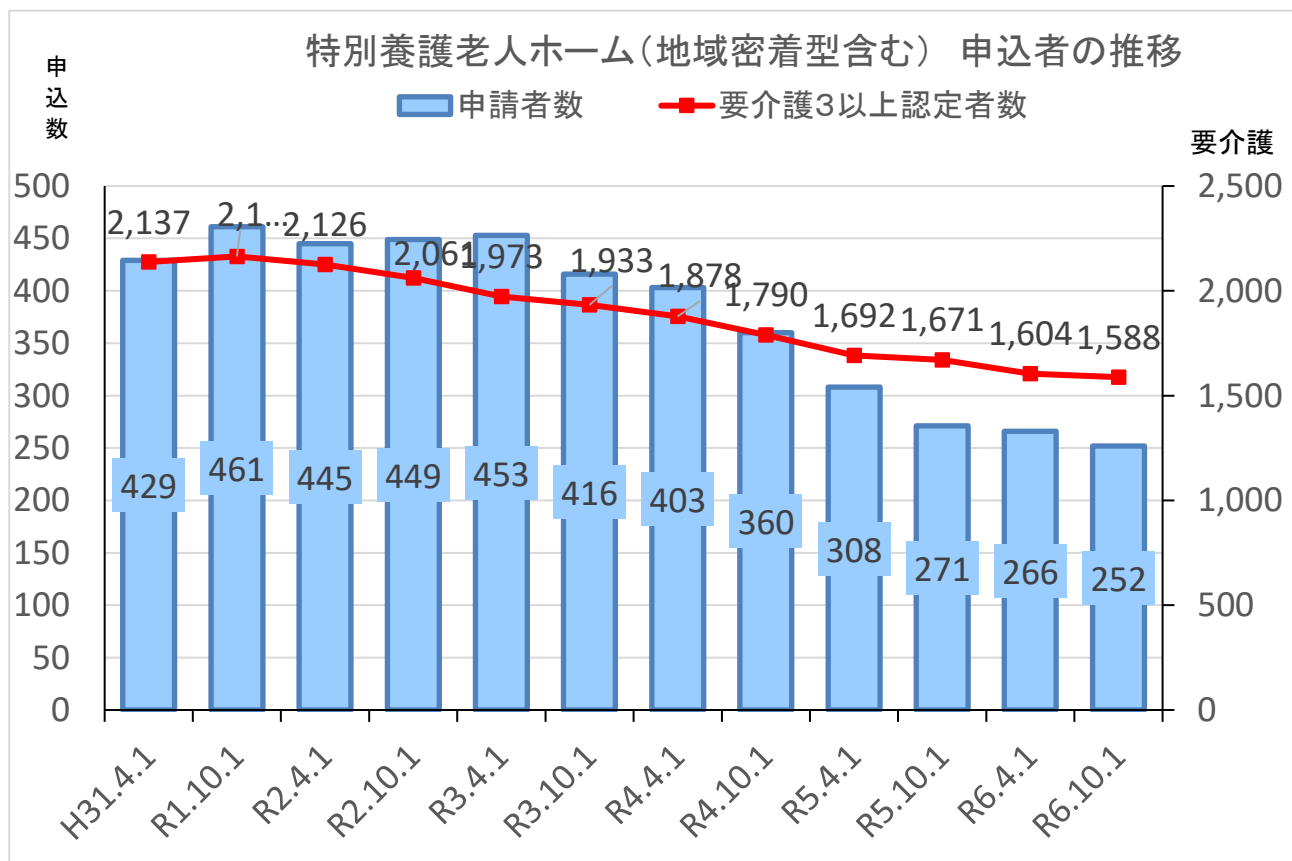
(注) 耐用年数は、建物の構造を基に記載したもので、実際の耐用年数と異なる場合があります。

◇資料４ 特別養護老人ホーム等入所申込者の推移

○特別養護老人ホーム（地域密着型特養含む）入所申込者の推移

基準日	区 分	要介護以外	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計	市内 定員数	認定者総数	要介護 3 以上 認定者数	
H31. 4. 1	申込者総数	6	20	40	112	133	118	429	363	728	5,227	2,137
	真に必要数	－	－	－	57	73	81	154	(211)	728	5,227	2,137
R1. 10. 1	申込者総数	21	20	28	120	154	118	461	392	728	5,254	2,164
	真に必要数	－	－	－	67	92	78	170	(237)	728	5,254	2,164
R2. 4. 1	申込者総数	23	15	30	129	142	106	445	377	728	5,214	2,126
	真に必要数	－	－	－	61	82	71	153	(214)	728	5,214	2,126
R2. 10. 1	申込者総数	22	22	35	138	135	97	449	370	728	5,144	2,061
	真に必要数	－	－	－	57	70	62	132	(189)	728	5,144	2,061
R3. 4. 1	申込者総数	28	21	45	127	148	84	453	359	728	5,019	1,973
	真に必要数	－	－	－	81	100	58	158	(239)	728	5,019	1,973
R3. 10. 1	申込者総数	30	16	34	124	131	81	416	336	728	4,886	1,933
	真に必要数	－	－	－	68	76	61	137	(205)	728	4,886	1,933
R4. 4. 1	申込者総数	33	16	35	125	121	73	403	319	728	4,770	1,878
	真に必要数	－	－	－	78	72	49	121	(199)	728	4,770	1,878
R4. 10. 1	申込者総数	27	18	31	119	109	56	360	284	728	4,736	1,790
	真に必要数	－	－	－	84	69	38	107	(191)	728	4,736	1,790
R5. 4. 1	申込者総数	21	12	19	123	89	44	308	256	728	4,533	1,692
	真に必要数				60	57	30	87	(147)	728	4,533	1,692
R5. 10. 1	申込者総数	14	11	13	124	74	35	271	233	728	4,478	1,671
	真に必要数				57	44	21	65	(122)	728	4,478	1,671
R6. 4. 1	申込者総数	15	9	13	128	67	34	266	229	728	4,366	1,604
	真に必要数				68	42	21	63	(131)	728	4,366	1,604
R6. 10. 1	申込者総数	15	7	10	113	70	37	252	220	728	4,328	1,588
	真に必要数				52	46	28	74	(126)	728	4,328	1,588

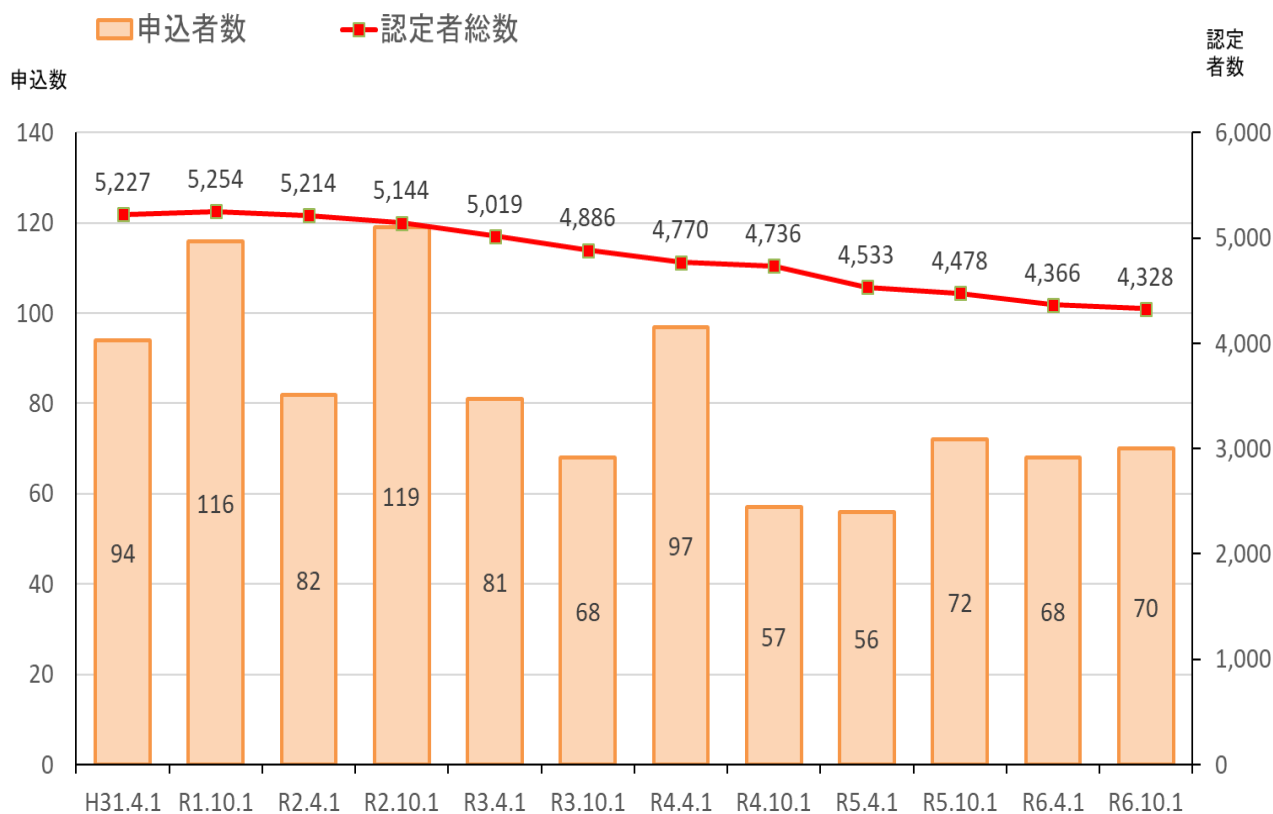
真に必要数とは要介護 4 以上で在宅・入院中の方【その右の（）は要介護 3 以上の在宅又は入院中の方】



○介護老人保健施設 入所申込者の推移

	要介護以外	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	施設定員数	認定者総数
H31.4.1	1	13	24	24	20	12	94	400	5,227
R1.10.1	7	13	20	32	27	17	116	400	5,254
R2.4.1	4	13	15	18	21	11	82	400	5,214
R2.10.1	5	15	35	26	22	16	119	400	5,144
R3.4.1	2	10	14	22	18	15	81	400	5,019
R3.10.1	3	9	16	11	17	12	68	400	4,886
R4.4.1	3	24	15	17	21	17	97	400	4,770
R4.10.1	0	7	14	12	17	7	57	400	4,736
R5.4.1	1	7	8	14	19	7	56	400	4,533
R5.10.1	1	11	21	14	17	8	72	380	4,478
R6.4.1	1	16	14	12	13	12	68	380	4,366
R6.10.1	2	18	17	13	11	9	70	320	4,328

介護老人保健施設 申込者の推移



◇資料5 すこやか両津移転後の状況について

○入所（一般入所・短期療養） R 7. 4. 28 移転（定員 90 人→80 人）

	3 月利用	4 月利用	5 月利用	6 月利用
1 日平均	69.8 人	66.7 人	69.1 人	73.3 人
稼働率	77.5%	74.9%	86.4%	91.6%

4 月 2 8 日の移転時は、入所者 64 人

3 月中旬からの、佐渡総合病院の入院制限もあり退院時受入施設として連携し入所調整をしている。移転後、定員 10 人減の 80 人であるが、1 日平均利用者数は増えている。

請求ベースで 1 日 79 人の日もあり、移転後は稼働率もアップしている。

佐渡総合病院からの受入は、5 月 8 人、6 月 6 人と連携はスムーズに行われている。

○通所リハビリテーション（定員 8 人）

	3 月利用	4 月利用	5 月利用	6 月利用
稼働日数	31 日	28 日	31 日	30 日
1 日平均利用者数	5.8 人	6.1 人	5.2 人	5.6 人
利用延べ人数	179 人	172 人	161 人	167 人
利用実人数	33 人	34 人	30 人	32 人
稼働率	72.2%	71.7%	64.9%	69.6%

移転前の利用者は、継続利用している。（両津地区 白瀬～入桑）

両津地区の利用者がほとんどで、送迎時間が長くなったが利用をやめた人はいない。

実績が落ちているのは、入院によるキャンセルや一般入所による利用終了が原因

移転後、新規で金井地区 3 名、新穂地区 1 名が利用開始する。

○訪問リハビリテーション

	3 月利用	4 月利用	5 月利用	6 月利用
稼働日数	20 日	20 日	20 日	21 日
1 日平均利用者数	12.4 人	12.7 人	13.8 人	13.3 人
利用延べ人数	247 人	253 人	276 人	279 人
利用実人数	26 人	28 人	27 人	27 人

移転前の利用者は、継続利用している。（玉崎～両津大川）

移転により利用をやめた利用者はいない。4 月から新規利用 2 名。今後も両津地区 2 名の利用予定がある。

○居宅介護支援事業

	3 月利用	4 月利用	5 月利用	6 月利用
介護給付	39 件	41 件	39 件	41 件
予防給付	6 件	5 件	5 件	5 件
認定調査	2 件	5 件	2 件	3 件

移転前の利用者は継続利用している。

予防給付の利用者 1 名は、委託先の地域包括支援センターへ担当替えを行っている。

利用者数は多く変化はない。

◇資料6 日常生活圏域別地域資源(特養+老健) に対する割合(推計)

【すこやか移転前】

日常生活圏域	特別養護 老人ホーム 床数	介護老人 保健施設 床数	介護サ- ビス床数 合計	令和7年				令和12年				令和22年			
				65歳以上 人口	床数合計/ 65歳以上人口	介護認定者数	床数合計/ 介護認定者数	65歳以上 人口	床数合計/ 65歳以上人口	介護認定者数	床数合計/ 介護認定者数	65歳以上 人口	床数合計/ 65歳以上人口	介護認定者数	床数合計/ 介護認定者数
両津	105	170	275	4,807	5.7%	1,101	25.0%	4,487	6.1%	1,035	26.6%	3,820	7.2%	986	27.9%
相川	107	150	257	2,628	9.8%	590	43.6%	2,454	10.5%	554	46.4%	2,081	12.3%	528	48.7%
国中北 (佐和田・金井)	108	0	108	4,729	2.3%	913	11.8%	4,438	2.4%	863	12.5%	3,736	2.9%	822	13.1%
国中南 (新穂・真野・畑野)	218	0	218	4,903	4.4%	996	21.9%	4,590	4.7%	937	23.3%	3,904	5.6%	892	24.4%
南部 (羽茂・小木・赤泊)	190	0	190	3,489	5.4%	728	26.1%	3,281	5.8%	687	27.7%	2,816	6.7%	654	29.1%
合計	728	320	1,048	20,556	5.1%	4,328	24.2%	19,250	5.4%	4,076	25.7%	16,357	6.4%	3,882	27.0%

注) 令和12年・22年は参考値

【すこやか移転後】

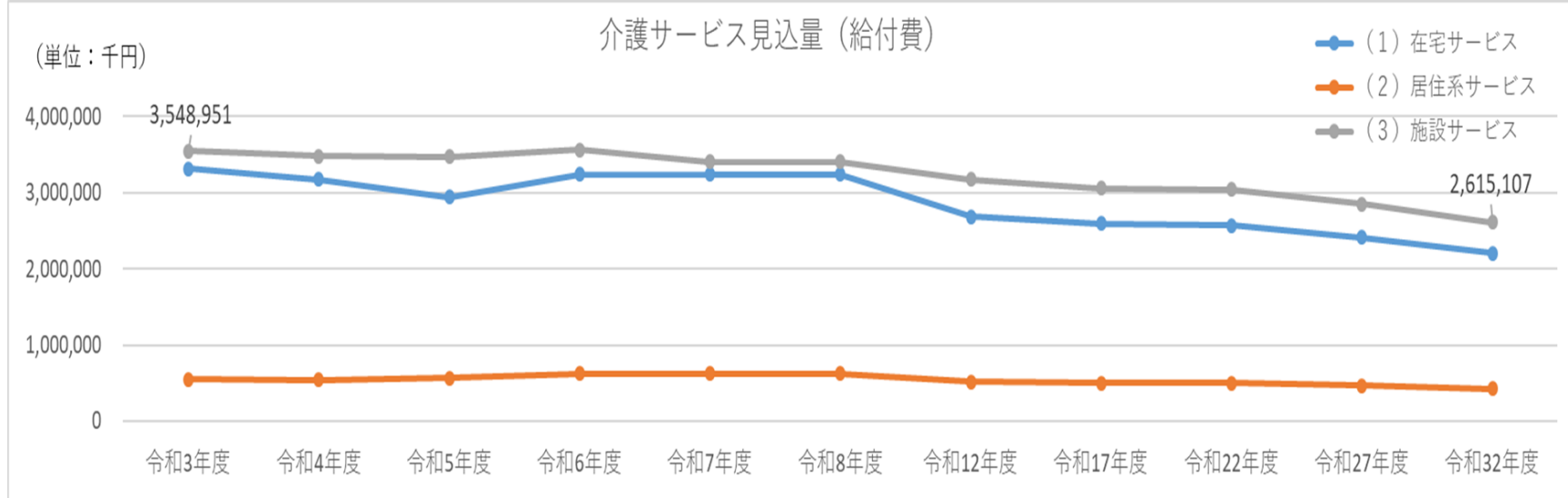
日常生活圏域	特別養護 老人ホーム 床数	介護老人 保健施設 床数	介護サ- ビス床数 合計	令和7年				令和12年				令和22年			
				65歳以上 人口	床数合計/ 65歳以上人口	介護認定者数	床数合計/ 介護認定者数	65歳以上 人口	床数合計/ 65歳以上人口	介護認定者数	床数合計/ 介護認定者数	65歳以上 人口	床数合計/ 65歳以上人口	介護認定者数	床数合計/ 介護認定者数
両津	105	80	185	4,807	3.8%	1,101	16.8%	4,487	4.1%	1,035	17.9%	3,820	4.8%	986	18.8%
相川	107	150	257	2,628	9.8%	590	43.6%	2,454	10.5%	554	46.4%	2,081	12.3%	528	48.7%
国中北 (佐和田・金井)	108	80	188	4,729	4.0%	913	20.6%	4,438	4.2%	863	21.8%	3,736	5.0%	822	22.9%
国中南 (新穂・真野・畑野)	218	0	218	4,903	4.4%	996	21.9%	4,590	4.7%	937	23.3%	3,904	5.6%	892	24.4%
南部 (羽茂・小木・赤泊)	190	0	190	3,489	5.4%	728	26.1%	3,281	5.8%	687	27.7%	2,816	6.7%	654	29.1%
合計	728	310	1,038	20,556	5.0%	4,328	24.0%	19,250	5.4%	4,076	25.5%	16,357	6.3%	3,882	26.7%

注) 令和12年・22年は参考値

(第 9 期介護保険事業計画策定に向けたワークシートより)

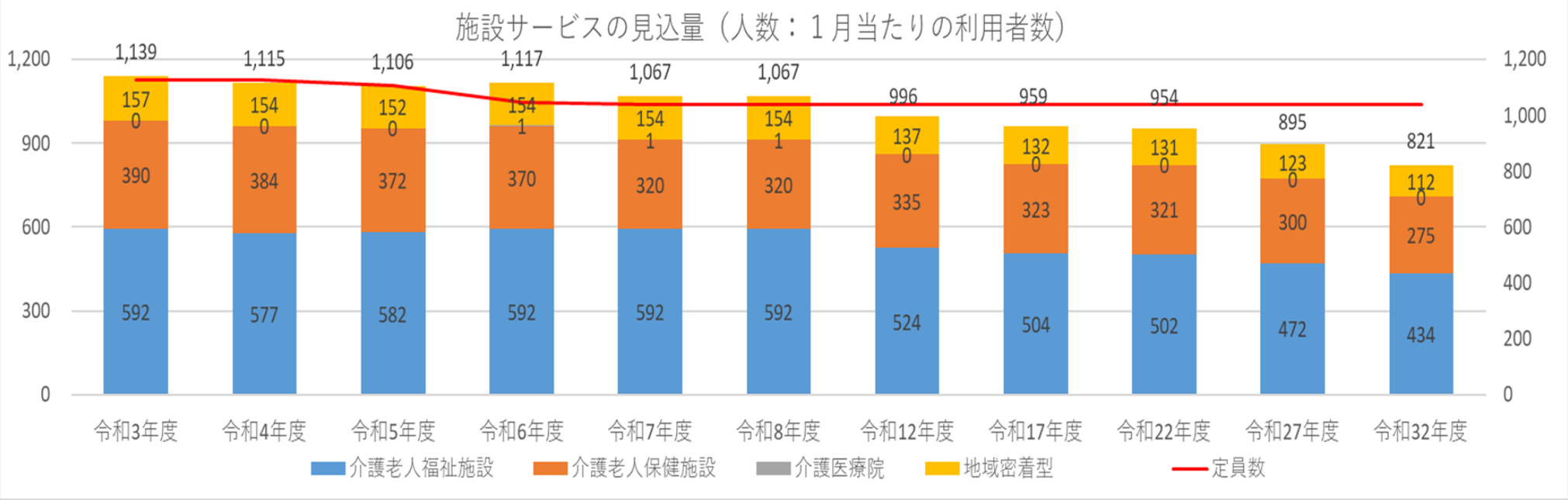
○介護サービス見込量（給付費）

	第 8 期			第 9 期			単位:千円				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度	令和32年度
(1) 在宅サービス	3,310,934	3,172,768	2,938,519	3,238,974	3,243,056	3,242,523	2,681,821	2,592,783	2,569,904	2,413,461	2,201,624
(2) 居住系サービス	552,292	543,890	563,226	625,588	626,212	626,259	516,196	500,174	496,997	464,967	424,248
(3) 施設サービス	3,548,951	3,476,588	3,475,743	3,560,089	3,407,327	3,407,327	3,176,702	3,058,015	3,040,933	2,852,303	2,615,107
合計	7,412,177	7,193,247	6,977,487	7,424,651	7,276,595	7,276,109	6,374,719	6,150,972	6,107,834	5,730,731	5,240,979



○施設サービス見込量（人数/1月当たりの利用者数）

R.7.7 定員数	第8期			第9期								単位：人
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度	令和32年度	
介護老人福祉施設	574	592	577	582	592	592	592	524	504	502	472	434
介護老人保健施設	310	390	384	372	370	320	320	335	323	321	300	275
介護医療院	0				1	1	1					
地域密着型介護老人福祉施設	154	157	154	152	154	154	154	137	132	131	123	112
サービス利用者数 計	1,139	1,115	1,106	1,117	1,067	1,067	996	959	954	895	821	
施設定員	1,128	1,128	1,108	1,048	1,038	1,038	1,038	1,038	1,038	1,038	1,038	1,038
定員数と利用者数の差	11	△ 13	△ 2	69	29	29	△ 42	△ 79	△ 84	△ 143	△ 217	



◇資料 8 佐渡市市営高齢者施設あり方検討会議事録

○第 1 回佐渡市市営高齢者施設あり方検討会 議事録

- 1 日時 令和 7 年 5 月 23 日（金）午前 9 時～ 9 時 40 分
- 2 会場 佐渡市役所 本庁 2 階 大会議室
- 3 出席者 委員 9 名、事務局 6 名
- 4 議題

（1）佐渡市市営高齢者施設あり方検討会の趣旨説明

佐渡市、市内の社会福祉法人関係者、外部の専門的知識を有する者により、「すこやか両津」「待鶴荘」「ときわ荘」の運営改善や今後の運営及び方向性に関する事等について検討していく。

（2）佐渡市の現状について

高齢者の現況、人口推計、介護保険の給付及び介護認定者数の推移、佐渡市全体の施設一覧（入所系・通所系）について資料により説明

（3）各施設の概要及び現状について

「すこやか両津」、「待鶴荘」、「ときわ荘」の設立の経緯等、施設概要、職員数及び「すこやか両津」の一般会計繰入金の推移、「待鶴荘」、「ときわ荘」の収支について説明

※第 2 回の検討会に、必要な資料について各委員より意見を聴取

※議題終了後、施設見学 すこやか両津（旧老健さど）・待鶴荘・ときわ荘

【委員からの主な意見等】

- ・医療との連携の面も含め検討していく必要がある。
- ・民間施設の現状により、最終的に公立の施設が必要なのか検討が必要である。
- ・すこやか両津の職員数は、他の施設に比べて多いと感じる。
- ・施設稼働率が下がっている。定員に満たない原因は何か。
- ・在宅サービスの現状も含め、施設サービスとのバランスも検討が必要である。

（必要な資料等について次回以降提示する）

○第2回佐渡市市営高齢者施設あり方検討会 議事録

1 日時 令和7年7月30日(水) 午後1時30分～3時

2 会場 佐渡市役所 本庁2階 大会議室

3 出席者 委員9名、事務局6名

4 議題

(1) 第1回検討会の意見等の基づく追加資料の説明

民間施設との比較、日常生活圏域における人口・高齢化率等の推移について、施設入所申込者の推移、待鶴荘の申請者数等について、居宅サービス・地域密着型サービス・施設サービスの利用実績等について説明

(2) すこやか両津の移転後の状況について

各サービスの移転前後の稼働率や利用者数について説明

(3) 市営高齢者施設の方向性について

施設サービスの見込量について説明

【委員からの主な意見等】

- ・すこやか両津移転後、佐渡総合病院と連携ができています。
- ・市内の法人が「介護人材不足」と言われる中、すこやか両津は職員が確保されている。以前行っていた人事交流等ができればいいのではないかと。
- ・介護人材は、年齢層や男女比等を含め5年後・10年後どうなるか、他の施設においても情報を集め、市全体で今後どうなるか考えていく必要がある。
- ・現状の施設はそのまま継続してほしいが、今後どこかのタイミングで、施設を修繕しながら、縮小もしくは法人統合していくことになるのではないかと。
- ・すこやか両津は、海拔、水害等建物自体に不安がある。両津地区の施設でなく、旧老健さどを活用していくべきではないかと。
- ・介護認定者数の減を考えると、すこやか両津の運営は縮小の方向がいいのではないかと。人力的なことでも他施設の縮小も考えられるので、できるだけ早期にと考える。
- ・老健なのか特養なのか、施設は縮小しなければいけない時がくる。それまでは、すこやか両津はこのまま金井地区で運営すべきであると考えます。
- ・民間での運営は難しい施設なので、待鶴荘、ときわ荘は市営での維持を望む。定員は今の規模でなく見直す必要があるのではないかと。
- ・待鶴荘の2人部屋の解消が必要である。
- ・すこやか両津の定員を縮小していき、待鶴荘・ときわ荘が旧老健さどに移るのがいいのではないかと。ハード的に心配な部分はある。

○第3回佐渡市市営高齢者施設あり方検討会 議事録

1 日時 令和7年10月16日（木）午前9時30分～11時40分

2 会場 佐渡市役所 本庁2階 大会議室

3 出席者 委員9名、事務局6名

4 議題

（1）佐渡医療圏「人口減少及び高齢化社会の将来を見据えた再編」について

令和7年2月20日開催の佐渡地域医療構想調整会議の際の資料を基に、医療との連携と医療の現状について、市民生活部長から説明

（2）待鶴荘・ときわ荘の現状について

2施設の収支（令和6年度実績値）と過去3年間の施設修繕費及び今後見込まれる修繕費等の説明

各施設長より施設の現状についての説明

（3）佐渡市市営高齢者施設あり方検討会報告書 概要版(案)について

概要版(案)について、3施設の将来構想についての記載内容の確認

今後の方向性の記載について委員より意見徴収

5 その他

西三川デイサービスについて

【委員からの主な意見等】

- ・身寄りのない人（島内の連絡先がない人）の対応について、協議が必要である。
- ・オンライン診療の拡充・推進について、退院後の受診の場合など、施設と病院を繋げることができるかという点ではないか。
- ・看取りをどこでするのが課題である。
- ・建物があっても、働く人の確保ができなければ事業ができない。
- ・人材育成を進めながら、人材を確保していかなければならない。
- ・事業によっては、高齢になった方々が現場を支えている。
- ・意欲を持って働いている人に対して、メンタルヘルス的な部分への対応が必要である。

○第4回佐渡市市営高齢者施設あり方検討会 議事録

- 1 日時 令和7年12月22日（月）午前1時30分～15時
- 2 会場 佐渡市役所 本庁2階 大会議室
- 3 出席者 委員7名、事務局6名
- 4 議題
 - （1）佐渡市市営高齢者施設あり方検討会報告書 概要版について
第3回の検討会での意見を踏まえ、修正箇所の確認
 - （2）佐渡市市営高齢者施設あり方検討会報告書（案）について
報告書（案）について意見を求める。
 - （3）第1回佐渡市福祉サービス等将来構想検討会の報告について
議事内容について説明
検討会の趣旨説明・佐渡市の高齢者の現状
各事業所の状況等についての意見交換

5 その他

【委員からの主な意見等】

- ・誤解を招く表現は修正すべきである。
- ・概要版については、もっと簡潔にまとめればよい。資料についても施設一覧のみでよい。
- ・概要版は、施設の経緯等は必要ない。各施設1ページ程度でまとめて作成すればよい。
- ・待鶴荘・ときわ荘の利用者の推移は、概要版に入れたほうがよい。

○第5回佐渡市市営高齢者施設あり方検討会 議事録

1 日時 令和8年2月13日（金）午前1時30分～14時30分

2 会場 佐渡市役所 本庁2階 大会議室

3 出席者 委員6名、事務局6名

4 議題

（1）佐渡市市営高齢者施設あり方検討会報告書 概要版について

第4回の検討会での意見を踏まえ、簡素化したため概要版として記載する
内容量について確認をする。

（2）佐渡市市営高齢者施設あり方検討会報告書（案）について

今後の方向性について、各施設について意見を求める。

5 その他

・今後の報告書の取扱いについての確認

【委員からの主な意見等】

- ・概要版として記載する内容量については、特に意見等はない。
- ・報告書の今後の方向性については、検討会で話しあった内容が記載されているので問題ない。
- ・介護医療院が分からない人もいるので、分かる表記があるとよい。
- ・曖昧な箇所は、分かりやすい表現に修正すべきである。

令和 7 年 4 月 17 日

告示第 131 号

(目的)

第 1 条 この告示は、養護老人ホーム待鶴荘、軽費老人ホームときわ荘及び介護老人保健施設すこやか両津（以下「市営高齢者施設」という。）に関し、必要な事項を検討するため、市営高齢者施設あり方検討会（以下「検討会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(検討事項)

第 2 条 検討会において検討する事項は、次のとおりとする。

- (1) 市営高齢者施設の運営改善に関すること。
- (2) 市営高齢者施設の今後の運営及び方向性に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市営高齢者施設運営等のため必要な事項

(検討会の参加者)

第 3 条 検討会は、佐渡市、市内の社会福祉法人関係者、外部の専門的知識を有する者等の参加を求めるものとする。

(座長)

第 4 条 検討会の座長は、佐渡市総務部長が務めるものとする。

2 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する参加者が座長を務めるものとする。

(関係者の出席)

第 5 条 市長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見等を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第 6 条 検討会の参加者又は関係者は、検討会で知り得た秘密を漏らしてはならない。検討会が終了した後も、同様とする。

(協議会の庶務)

第 7 条 検討会の庶務は、高齢福祉課において処理する。

(その他)

第 8 条 この告示に定めるもののほか、検討会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、第2条に規定する職務が完了したとき、その効力を失う。

◇資料 10 佐渡市市営高齢者施設あり方検討会委員名簿

所属及び役職	氏 名	備考
佐渡市社会福祉協議会 介護保険課長	藤井 恵美子	
佐渡西地域包括支援センター 所長	高橋 智弥	
特別養護老人ホーム新穂愛宕の園 施設長	伊澤 宏二	
ケアプラン後藤 主任介護支援専門員	後藤 信子	
新潟県厚生農業協同組合連合会企画管理部 調査役	市川 一之	
総務部長	岩崎 洋昭	座 長
財務部長	平山 栄祐	
企画部長	北見 太志	
市民生活部長	市橋 法子	

～用語集～

【アウトソーシング推進計画】

市役所業務の外部委託を進め、市民と協働のもとスリムで効率的な市役所を構築するとともに、より良質で低コストな公共サービスの提供を目指す計画のこと。

アウトソーシング検討フロー図では、廃止、民間移譲、直営、民間委託(指定管理者制度、包括事業委託、業務委託、人材派遣)の手法が示されている。

【一部事務組合】

複数の普通地方公共団体や特別区が行政サービスの一部を共同で行うことを目的として設置する組織

【介護医療院】

増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへ対応するために、要介護者に対する長期療養のための医療と日常生活上の介護を、一体的に提供することを目的として、平成 30 年 4 月より新たに創設された介護保険施設

「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」等の医療機能と「生活施設」としての機能とを兼ね備えている。

【介護支援専門員】

介護サービスを利用する際に、心身の状態にあった「適切なサービス」を利用するためのケアプランを作成する幅広い介護の知識を持った専門職で、一般的にはケアマネジャーと言われている。

【介護老人福祉施設】

寝たきりや認知症で、日常生活において常に介護が必要かつ自宅では介護が困難な方が入所する施設です。食事、入浴、排せつなどの日常生活上の介護や療養上の世話を受けられる施設

入所の条件は、原則、要介護 3 以上の方である。

【介護老人保健施設】

病状が安定し、リハビリテーションが必要な方が利用する施設で、看護、医学的管理の下における機能訓練や食事、入浴などの日常生活上の介護が受けられる介護保険施設

【居宅介護支援事業】

県又は市町村の登録を受けた介護支援専門員を配置している事業所で、認定申請の代行や介護サービス計画の作成を依頼する窓口

【ケアプラン】

利用者の心身の状態や希望を基に、「いつ」、「どんなサービスを」、「どれくらい」受けるかを定める介護サービス計画

【公共施設等総合管理計画】

市が所有する施設の現状を把握するとともに、適正な管理や有効な活用を図るため策定した計画

【作業療法士】

身体の運動機能や認知機能や、精神面に困難がある人が、その心身機能を回復し、日常生活・社会生活に復帰できるように、食事、歯みがきなど日常生活の動作、家事、芸術活動、遊び、スポーツといった生活の中における作業や動作などを用いて訓練・指導・援助を行う専門職

【支援相談員】

介護老人保健施設の相談業務に従事する職員

【指定管理者制度】

平成 15 年の地方自治法の改正（平成 15 年 9 月 2 日施行）により、地方自治体が条例に定めた「公の施設」（図書館や体育館・福祉施設など）の管理運営を、地方公共団体が指定する法人その他の団体（民間事業者等を含む）に委ねることができるようになった制度

【社会福祉法人】

社会福祉法の規定により、社会福祉事業を行うことを目的として設立された公益法人。国、都道府県又は市町村の認可を受けて設立される。

【措置施設】

主に児童福祉法や老人福祉法などにに基づき、行政の判断によって入所が決定される社会福祉施設のこと。利用者と施設との間の「契約」ではなく、行政による「措置」という公権力に基づいた行政処分により利用が開始されるのが特徴である。

【耐震基準】

建築物や土木構造物を設計する際に、それらの構造ぶちが最低限度の耐震能力を持っていることを保証し、建築を許可する基準のこと。

【短期入所療養介護】

介護老人保健施設等に短期間入所し、医療上のケアを含む日常生活上の介護や機能訓練、医師の診察などが受けられる。

【第 8 次新潟県地域保健医療計画】

保健医療を取り巻く環境変化、急速に進行する少子高齢化への対応、これまでに積み上げられてきた取組の成果を踏まえ、新潟県における良質かつ適切な保健医療サービスの実現を図るために策定するものであり、今後の保健医療施策の具体的な目標と方向を示すもので、計画期間は、令和 6 年度から令和 11 年度までの 6 年間である。

【地域包括支援センター】

高齢者の心身の健康維持、保健・福祉・医療の向上、生活安定のために必要な援助支援を包括的に行う地域の中核的機関で、スタッフは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員など。

【通所リハビリテーション】

介護老人保健施設などで、食事、入浴などの日常生活上の介護や生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで行うサービス

【特定施設入所者生活介護】

利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、指定を受けた施設に入居している要介護者を対象として行われる、日常生活上の世話、機能 訓練、療養上の世話のことであり、介護保険の対象となる。

【日常生活圏域】

介護保険事業計画において、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況を総合的に勘案して、市町村が定める区域

【訪問リハビリテーション】

理学療法士などが居宅を訪問して、リハビリテーションを行うサービス

【理学療法士】

病気、けが、高齢、障がいなどによって運動機能が低下した状態にある人に対して、運動機能の維持、改善を目的に運動、温熱、電気、水、光線などの物理的手段を用いて行われる理学治療法を行う専門職

【リハビリテーション】

傷病がほとんど治って病状が固定化した方に対し、社会生活に復帰できるよう精神的、身体的、職業的、生活的な治療と訓練を行うこと。

佐渡市の介護保険に関する分析について

1 佐渡市の介護保険事業の現状

(ア) 高齢者人口の推移

本市の高齢者人口は、平成 26 年度末の 23,278 人をピークに減少傾向で推移しており、令和 27 年には高齢者人口が 1 万 4 千人台となる見込みです。

また、75 歳以上の後期高齢者数は、65～74 歳の前期高齢者数を上回っており、今後その差は、徐々に広がっていく見込みです。

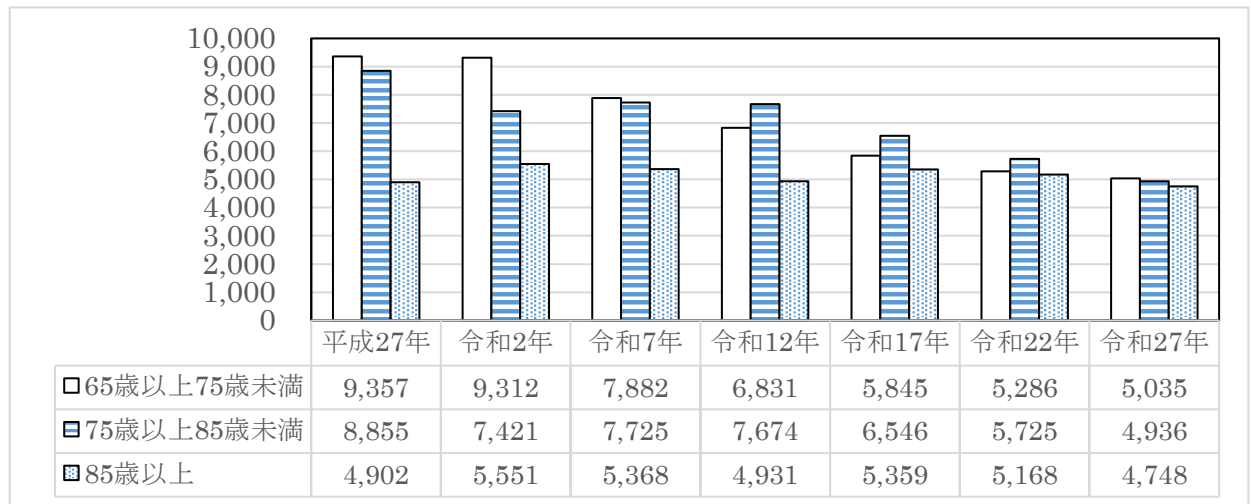


図 1) 佐渡市における人口の推移（出典：国立社会保障・人口問題研究所平成 30 年推計）

(イ) 高齢化率

総人口に占める高齢者人口の割合（高齢化率）は 令和 7 年度に 44.9 %に達しています。今後、総人口の減少に伴い、令和 27 年度には 50%を超えることが見込まれます。

当市の現状は、全国・新潟県における 30 年以上先を進んでいるものと考えられます。

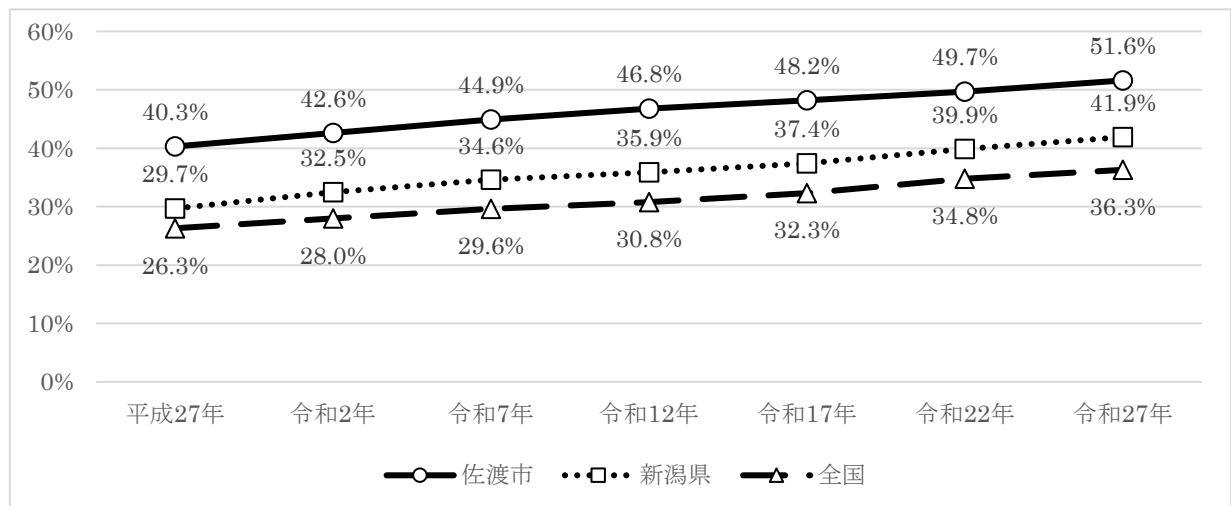


図 2) 高齢化率の比較（出典：総務省「国勢調査」および国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」）

(ウ) 第1号被保険者における介護保険料の推移

当市では、全国・新潟県よりも高齢化が進み、併せて要介護・要支援認定者の割合が高い傾向にあります。そのため、必要な介護サービスを提供するにあたり、施設整備等を進めたため、介護保険料も増加傾向にあります。

第8期から第9期にかけては、基金の投入により、第7期と同額の保険料基準額となっています。

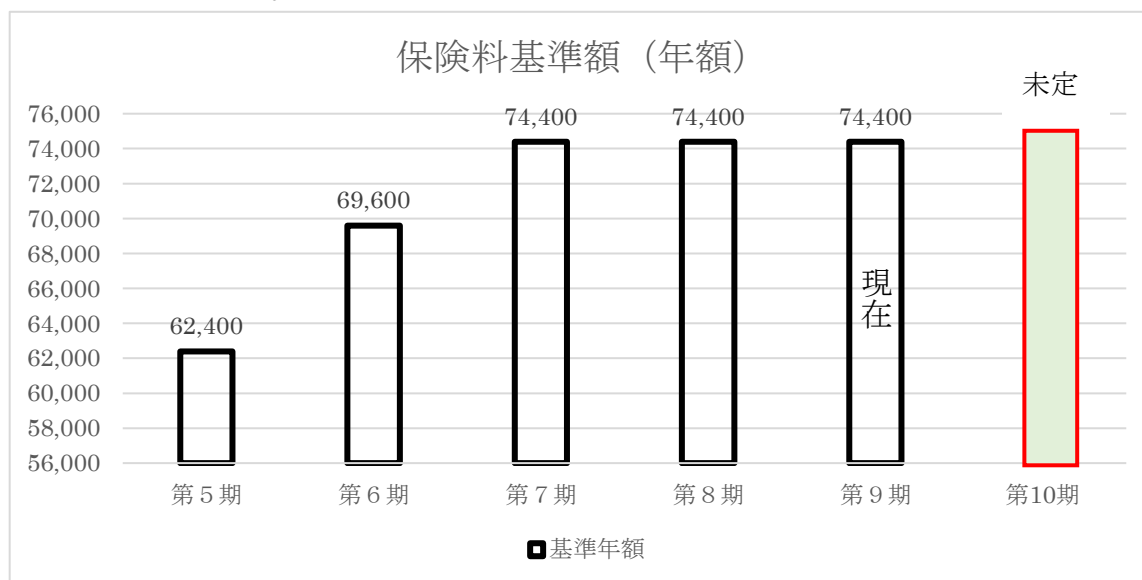


図3）第1号被保険者における介護保険料の推移

(エ) 認定率

全国・新潟県よりも高齢化が進み、後期高齢者（75歳以上）の割合が高いため、認定率が高い傾向にあります。

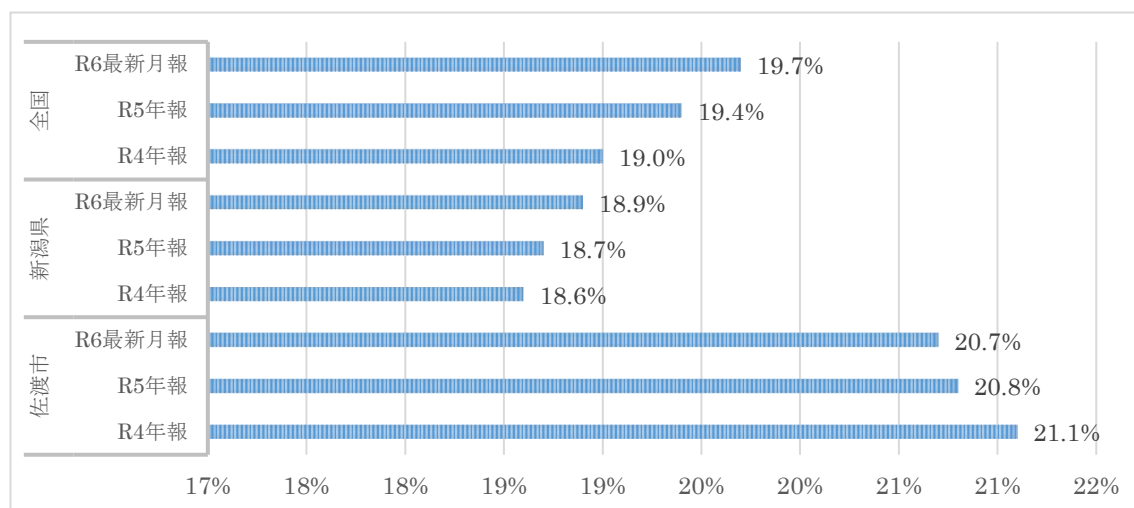


図4）認定率（出典：「地域包括ケア見える化システム」）

(オ) 調整済み認定率

調整済み認定率とは、地域の高齢化による影響（第1号被保険者の性別や年齢構成の違い）を除外した介護保険の認定率のことをいいます。

調整済み認定率では、全国・新潟県と当市の差はあまり見られません。

これは、平成28年度に認定審査会の適正化指導を受けたことにより、認定結果の適正化が図られていると考えられます。

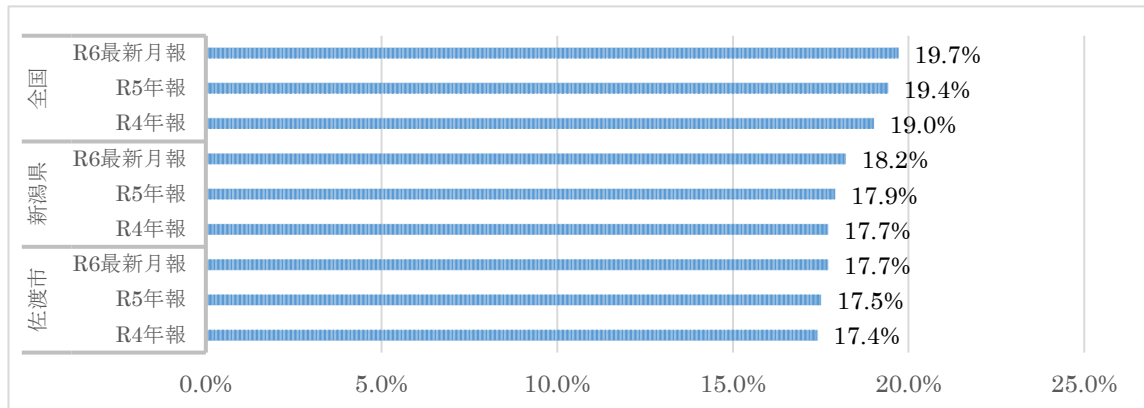


図5) 調整済み認定率（出典：「地域包括ケア見える化システム」）

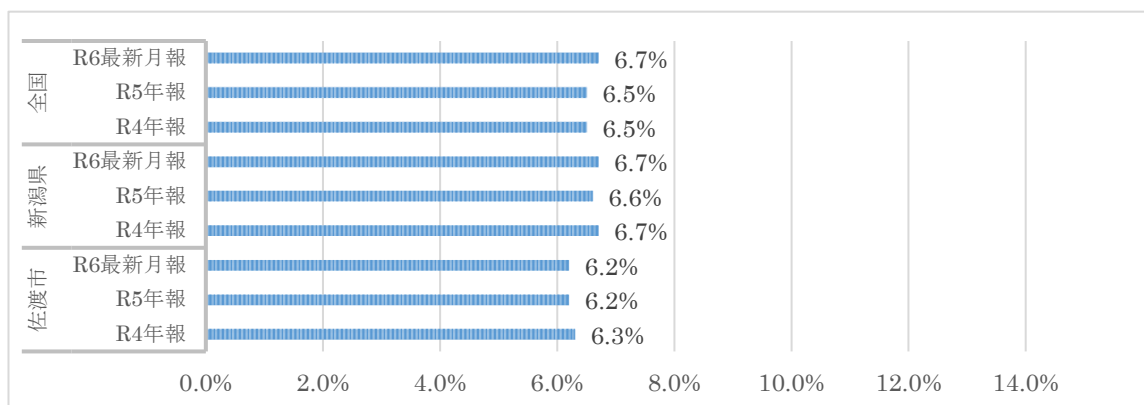


図6) 調整済み（要介護3～5）認定率（出典：「地域包括ケア見える化システム」）

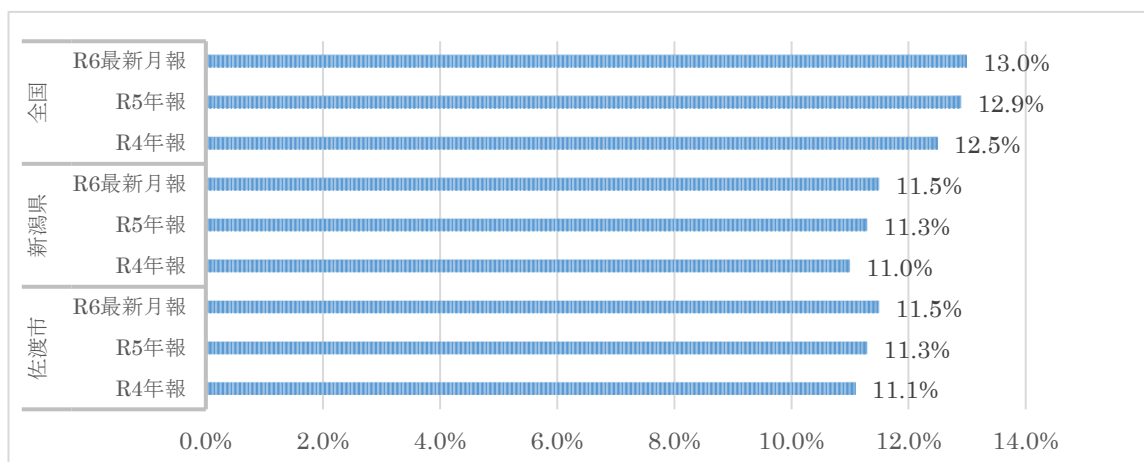


図7) 調整済み（要支援1～要介護2）認定率（出典：「地域包括ケア見える化システム」）

(カ) 介護保険サービスの受給状況

「図8～図10」までを確認すると、全国・新潟県に比べて、施設サービス受給率は高く、居住系サービス・在宅サービスの受給率は、新潟県と同程度か低い傾向にあります。

施設サービスや居住系サービスの整備が進んではいるものの、受給率が横ばいまたは減少傾向にあるのは、すでに高齢者人口のピークを迎えていることが要因と考えられます。

在宅サービスについては、受給率は減少傾向にありますが、給付月額や利用回数は上昇傾向にあるため、サービス必要量が充足しているとは言えないと考えられます。

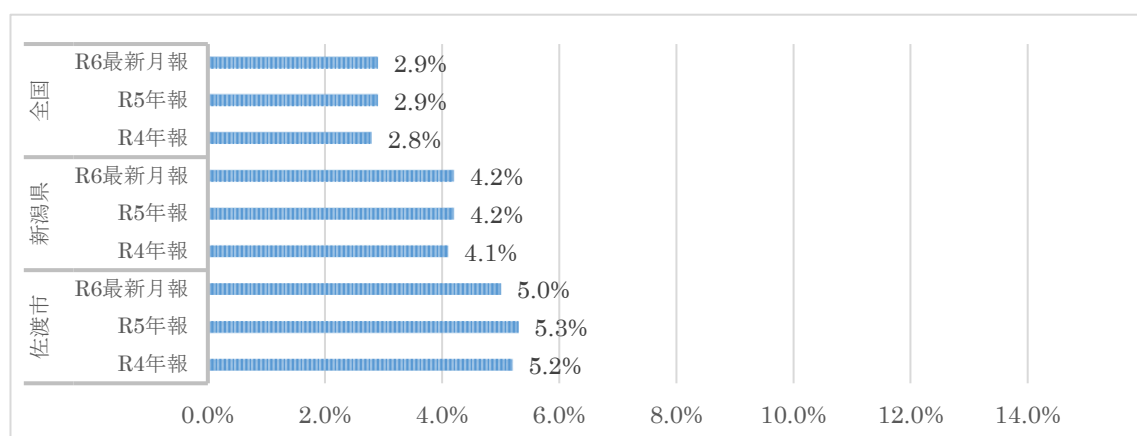


図8) 施設サービス受給率（出典：「地域包括ケア見える化システム」）

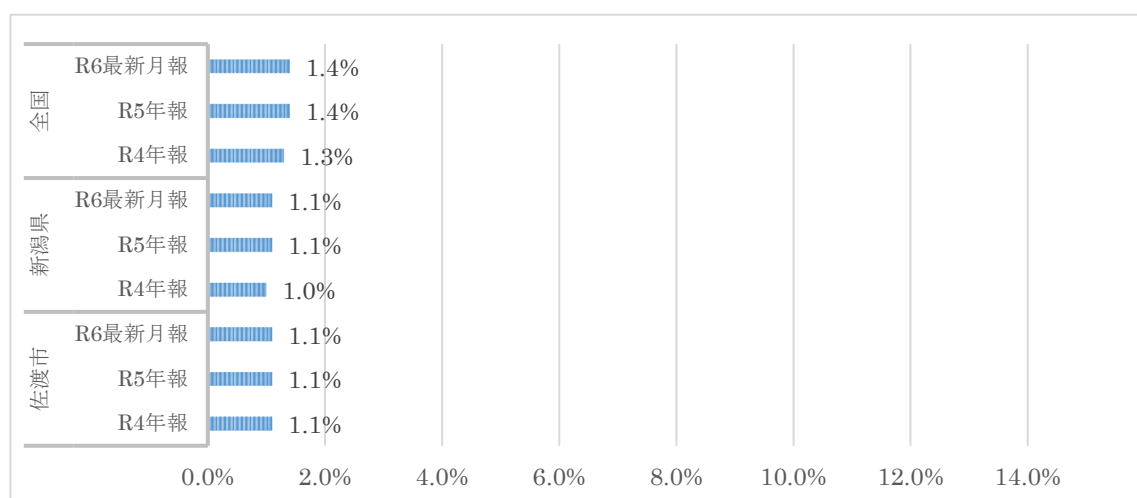


図9) 居住系サービス受給率（出典：「地域包括ケア見える化システム」）

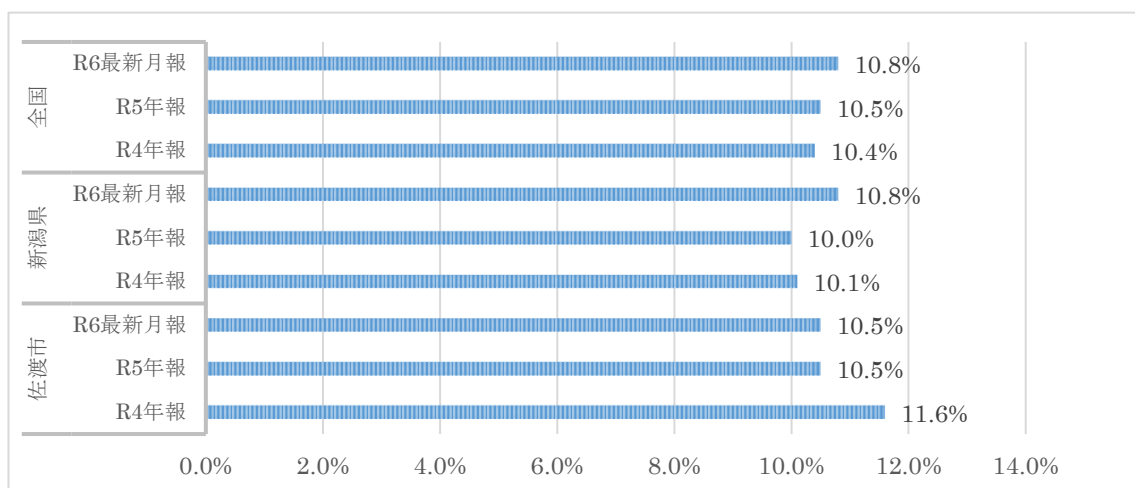


図 10) 在宅サービス受給率（出典：「地域包括ケア見える化システム」）

※ 以降、図 11 から図 19 までは、主要サービス毎の給付に関するグラフですので、参考として掲載してあります。

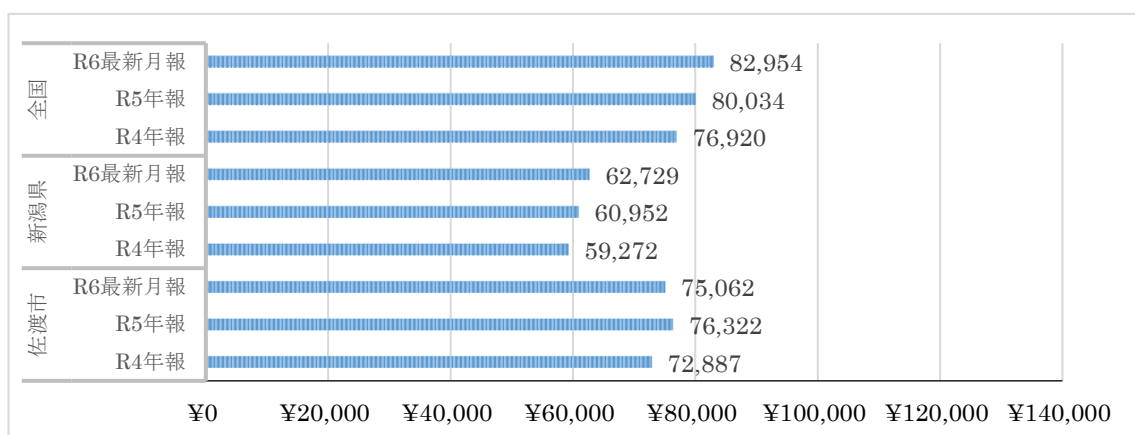


図 11) 受給者 1 人当たり給付月額（訪問介護）（出典：「地域包括ケア見える化システム」）

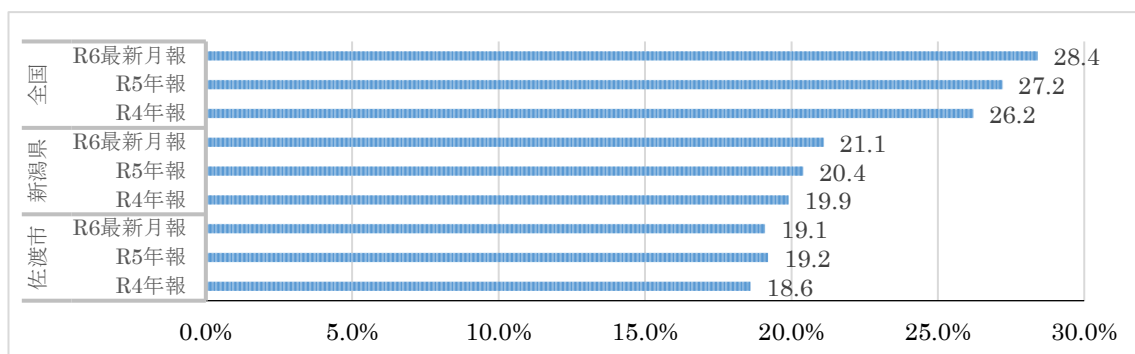


図 12) 受給者 1 人当たり利用回数（訪問介護）（出典：「地域包括ケア見える化システム」）

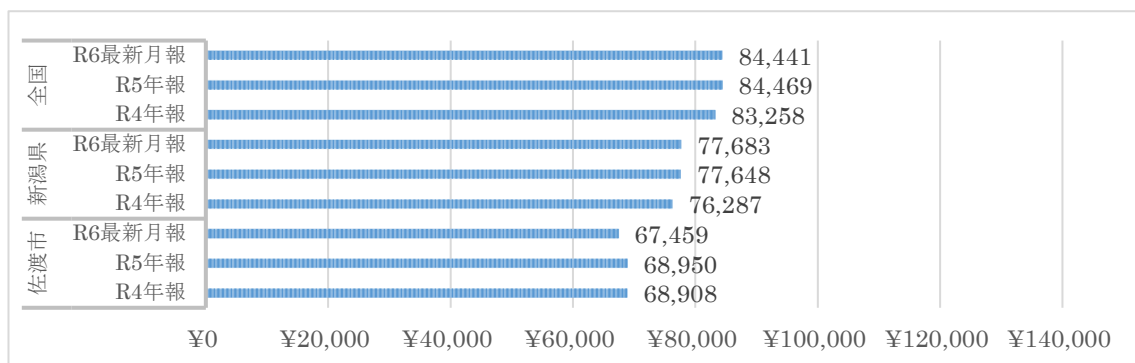


図 13) 受給者 1 人当たり給付月額 (通所介護) (出典:「地域包括ケア見える化システム」)

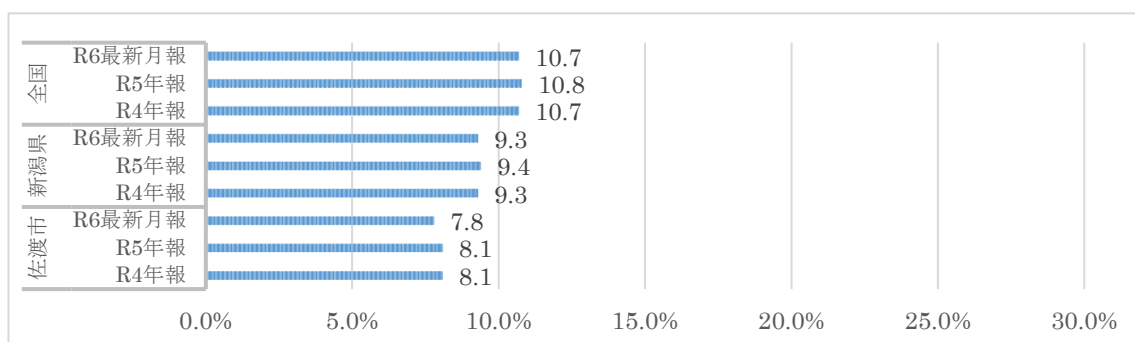


図 14) 受給者 1 人当たり利用日数 (通所介護) (出典:「地域包括ケア見える化システム」)

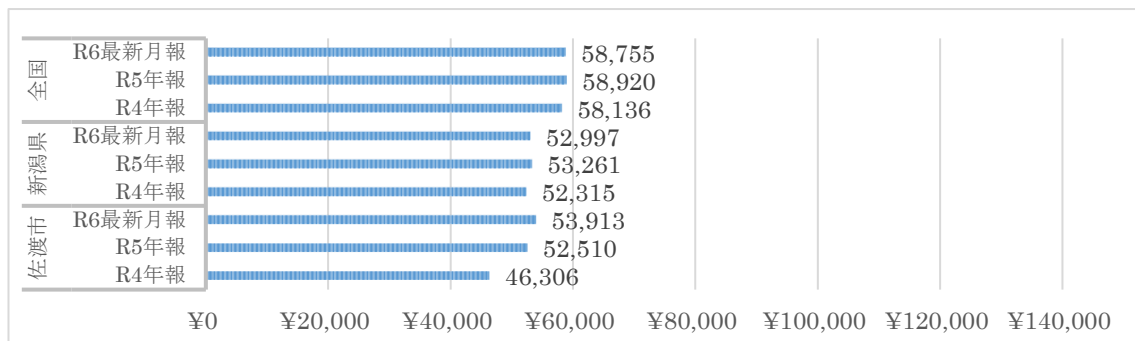


図 15) 受給者 1 人当たり給付月額 (通所リハ) (出典:「地域包括ケア見える化システム」)

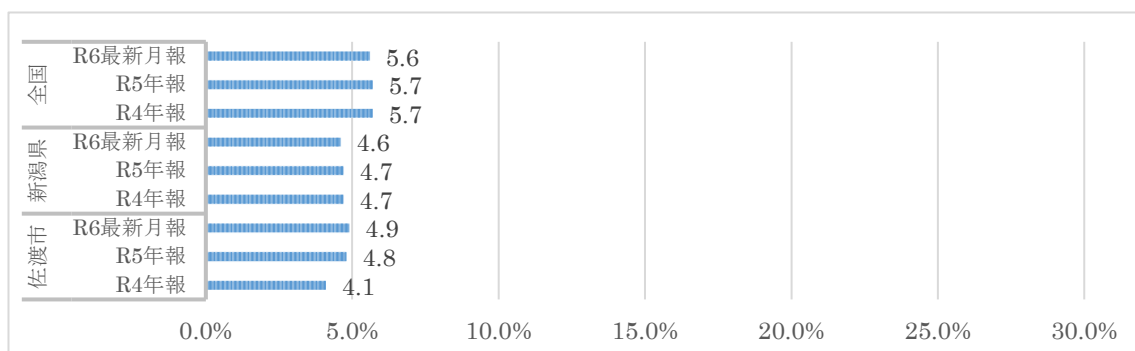


図 16) 受給者 1 人当たり利用日数 (通所リハ) (出典:「地域包括ケア見える化システム」)

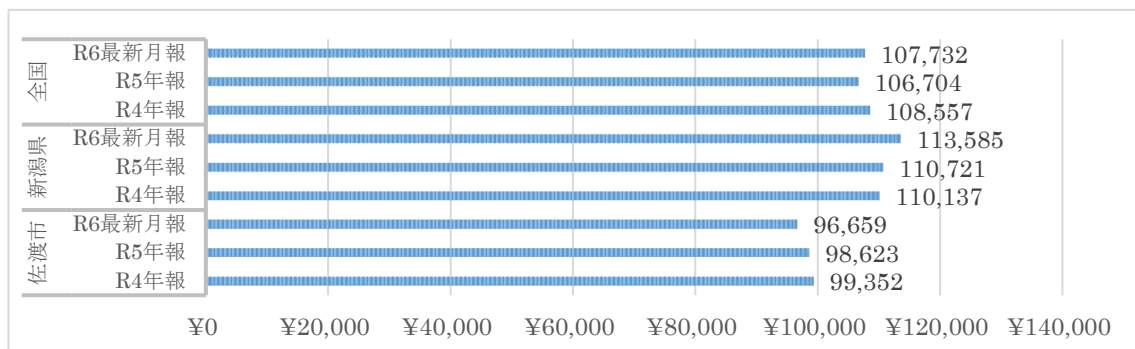


図 17) 受給者 1 人当たり給付月額（短期入所生活介護）（出典：「地域包括ケア見える化システム」）

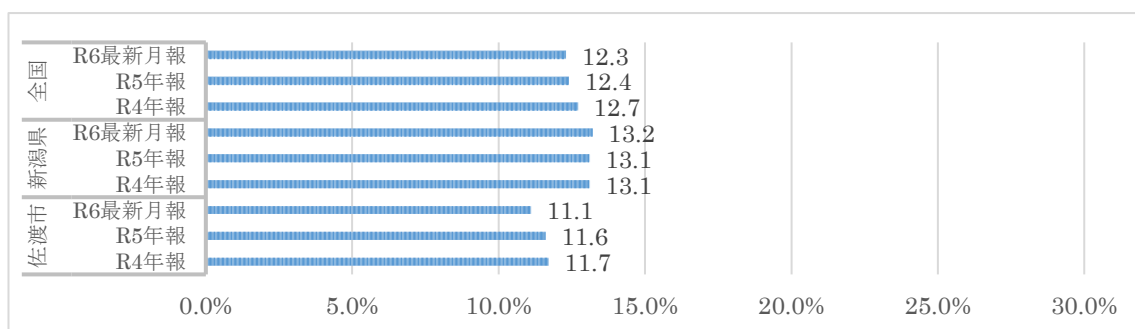


図 18) 受給者 1 人当たり利用回数（短期入所生活介護）（出典：「地域包括ケア見える化システム」）

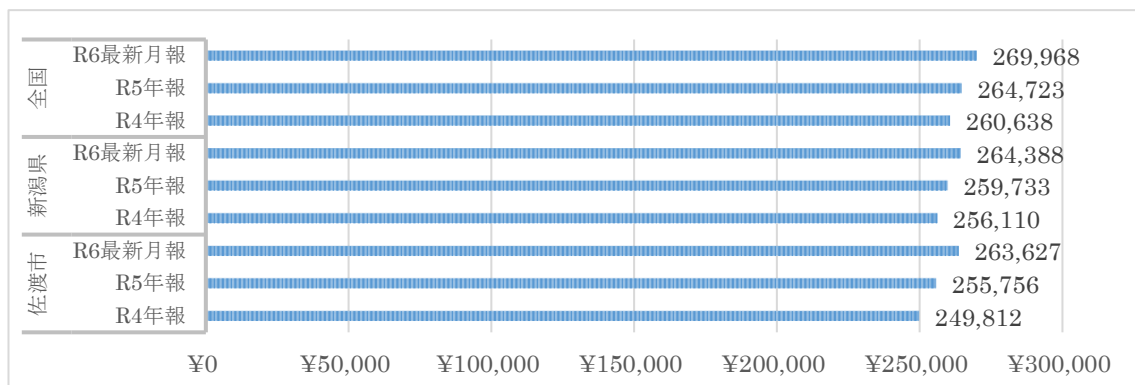


図 19) 受給者 1 人当たり給付月額（認知症高齢者グループホーム）（出典：「地域包括ケア見える化システム」）

2 令和7年度 佐渡市介護保険特別会計決算（見込み）

（ア）歳入の部

歳入科目	決算額（円）
1 保険料	1,460,079,167
介護保険料	1,460,079,167
2 分担金及び負担金	0
3 使用料及び手数料	354,700
手数料	354,700
4 国庫支出金	2,256,872,927
介護給付費負担金	1,434,601,681
調整交付金	688,886,000
地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	35,589,575
地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）	81,888,671
保険者機能強化推進交付金	4,744,000
保険者努力支援交付金	10,419,000
その他	744,000
5 支払基金交付金	2,077,249,000
介護給付交付金	2,027,640,000
地域支援事業支援交付金	49,609,000
6 県支出金	1,241,082,771
介護給付費負担金	1,177,894,952
財政安定化基金支出金	0
地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	22,243,484
地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）	40,944,335
その他	0
7 相互財政安定化事業交付金	0
8 財産収入	1,751,115
9 寄付金	0
10 繰入金	1,430,259,000
11 繰越金	379,652,560
12 市町村債	0
財政安定化基金貸付金	0
13 諸収入	5,328,040
合 計	8,852,629,280
介護保険料収納率	99.7%

図 20）出典：令和7年度 佐渡市介護保険特別会計歳入歳出決算書

(イ) 歳出の部

歳出科目		決算額 (円)
1	総務費	170,759,068
2	保険給付費	7,521,787,964
	介護サービス等諸費	6,959,703,283
	介護予防サービス等諸費	106,689,040
	高額介護サービス等費	169,249,434
	高額医療合算介護サービス等費	19,287,791
	特定入所者介護サービス等費	261,932,860
	審査支払手数料	4,925,556
	市町村特別給付	0
	その他	0
3	地域支援事業費	444,078,628
	介護予防・生活支援サービス事業	165,090,443
	一般介護予防事業	51,410,174
	包括的支援事業・任意事業	227,082,669
	その他	495,342
4	財政安定化基金拠出金	0
5	相互財政安定化事業負担金	0
6	保健福祉事業費	0
7	基金積立金	42,680,115
8	公債費	0
9	諸支出金	341,871,098
	介護サービス事業勘定繰出金	0
	他会計繰出金	54,132,087
	その他	287,739,011
10	予備費	0
合 計		8,521,176,873

給付準備基金残高 (円)	512,399,803
--------------	-------------

準備基金 1 人あたり残高 (円)	29,597
-------------------	--------

図 21) 出典：令和 7 年度 佐渡市介護保険特別会計歳入歳出決算書

3 令和7年度保険給付費に関する実績

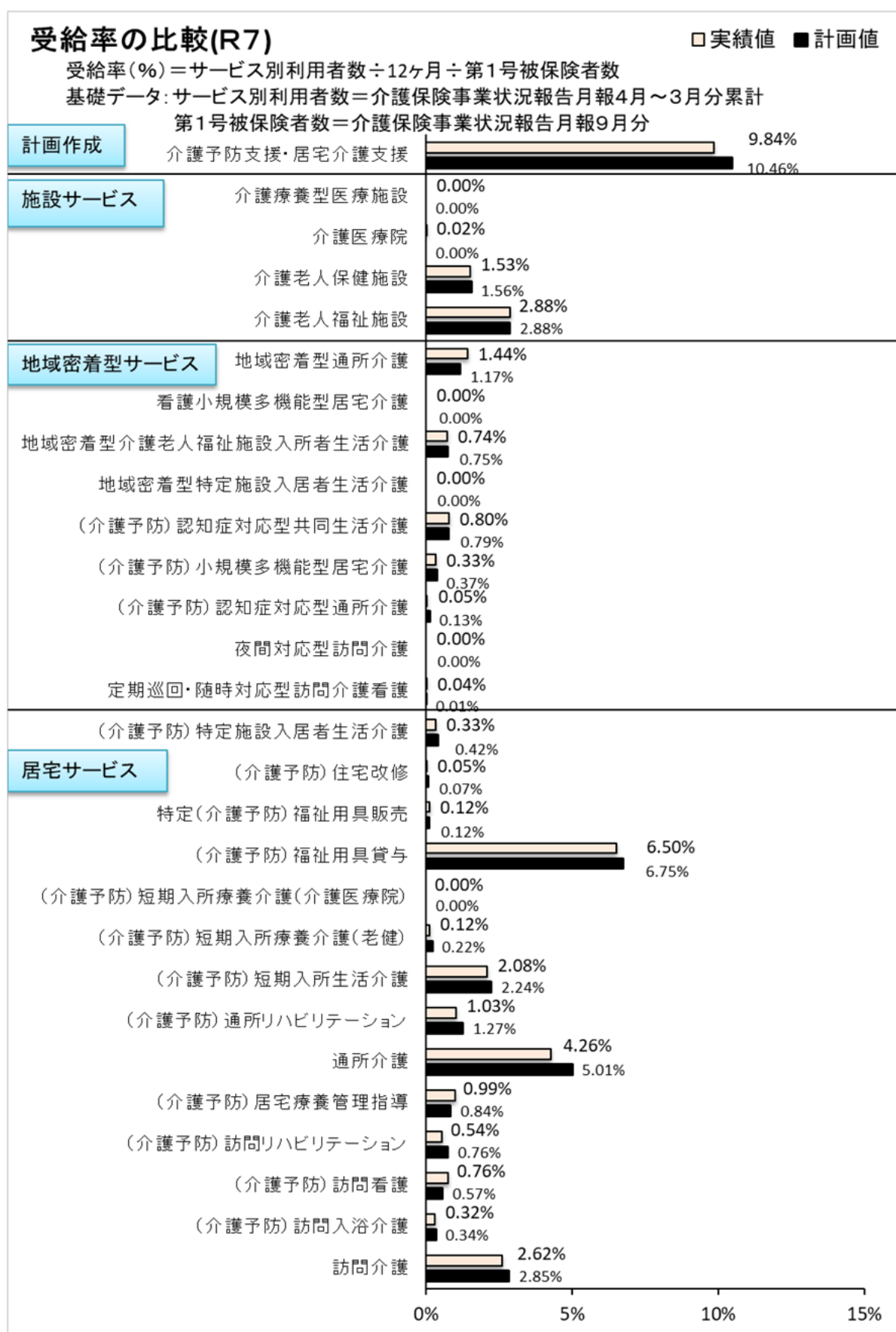


図 22) 受給率の比較(R7) (出典: 佐渡市の福祉・保健・医療)

受給者1人あたり給付費(サービス別)(R7)

□実績値 ■計画値

受給者1人あたりの給付費(円) = サービス別給付費 ÷ サービス別利用者数

基礎データ: サービス別給付費 = 介護保険事業状況報告月報4月～3月分累計

サービス別利用者数 = 介護保険事業状況報告月報4月～3月分累計

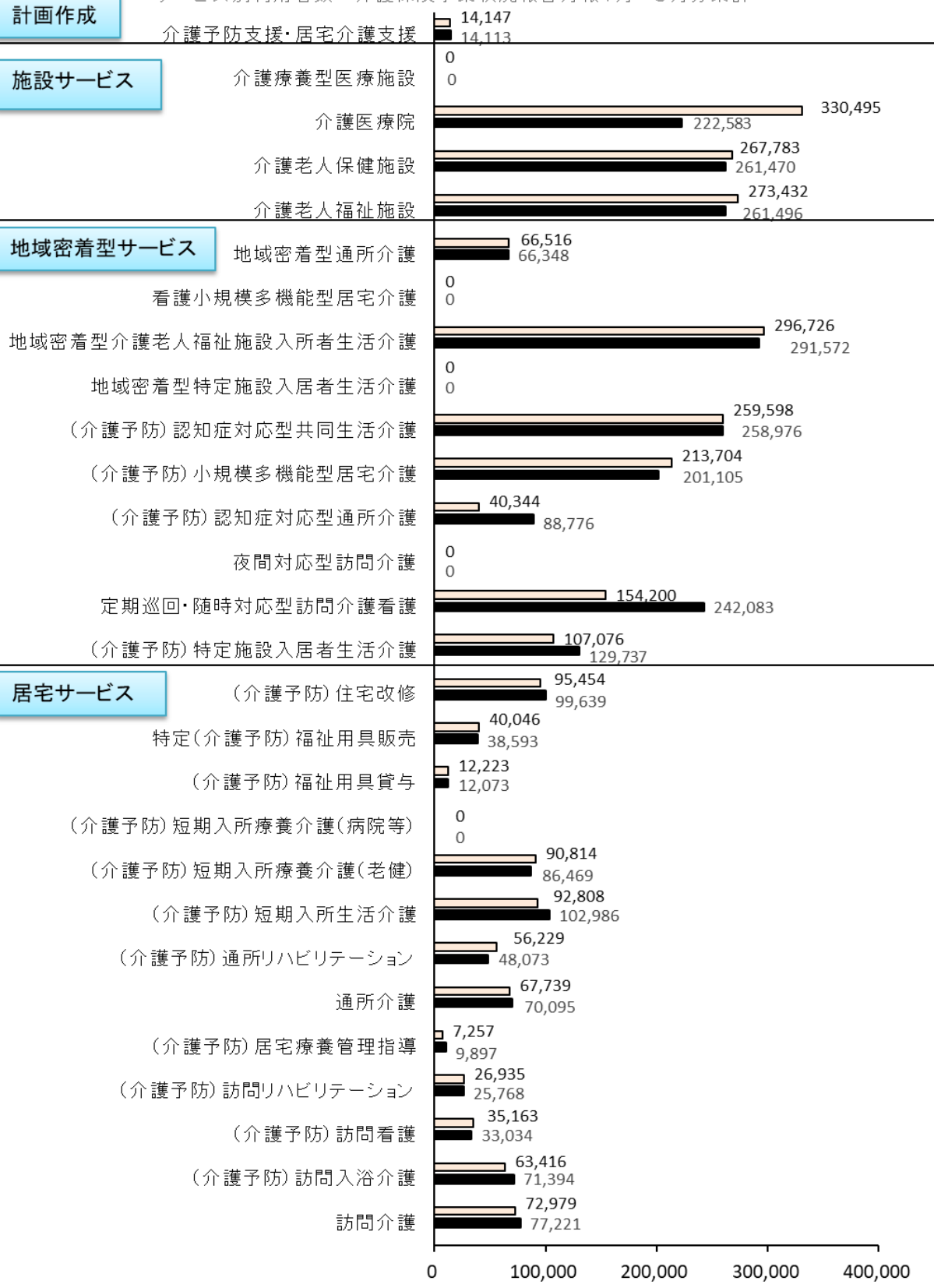


図 23) 受給者1人あたり給付費(サービス別)(R7) (出典: 佐渡市の福祉・保健・医療)

【用語解説】

総給付費

サービスにかかる費用のうち、公費と保険料で賄われる部分の合計金額のこと。

地域支援事業費

介護保険法第115条の45の規定に基づき、介護保険制度の円滑な実施の観点から、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業にかかる費用のこと。

認定率

主に65歳以上の高齢者（第1号被保険者）のうち、要介護または要支援の認定を受けた人が占める割合。

受給率

第1号被保険者（65歳以上）全体のうち、実際に介護サービスを利用している受給者の割合のこと。

利用率

「利用率」とは、要介護・要支援の認定を受けた人のうち、実際に介護保険サービスを利用している人の割合のこと。

受給者一人あたり給付費

実際に介護サービスを利用した受給者1人あたりに対して支払われた介護給付費の平均額のこと。

地域包括ケア見える化システム

厚生労働省が運営する、全国の都道府県や市区町村における「介護保険事業（支援）計画」の策定や実行をサポートするための情報システム。

本資料の図に掲載している「地域包括ケア見える化システム」の数値は、『厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和6年度のみ「介護保険事業状況報告」月報』となっている。

介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況

(1) 訪問型サービス	事業費内訳	43,291,070	実施有無	件数／人数
訪問介護（訪問介護相当）（件）			○	2,026
訪問サービスA（基準緩和）（人）			○	176
訪問サービスB（住民主体による支援）（人）			—	—
訪問サービスC（短期集中予防サービス）（人）			○	0
訪問サービスD（移動支援）（人）			—	—
(2) 通所型サービス	事業費内訳	100,187,588	実施有無	年間件数
通所介護（通所介護相当）（件）			○	3,905
通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）（人）			○	929
通所型サービスB（住民主体による支援）（人）			—	—
通所型サービスC（短期集中予防サービス）（人）			○	1,200
(3) その他の生活支援サービス	事業費内訳	—	実施有無	年間件数
配食サービス			—	—
定期的な安否確認及び緊急時の対応を行う対象者数			—	—
訪問型及び通所型サービスと一体的提供			—	—
内容	自由記載：			
(4) 介護予防ケアマネジメント	事業費内訳	17,880,344	実施有無	年間件数
介護予防ケアマネジメント件数			○	3,842
(5) 一般介護予防事業	事業費内訳	49,721,788		
通いの場	通いの場の個所数	91	週1回以上の参加率	0
通いの場開催頻度	週1回以上	18	月1回～4回未満	56
主な内容	体操（運動）	○	会食	—
	認知症予防	○	趣味活動	○
			実施有無	年間件数
一般介護予防事業評価事業（人）			○	12
地域リハビリテーション活動支援事業（件）			○	10
(6) 介護支援ボランティア（ボランティアポイント）（人）			—	—
(7) 認知症カフェ（箇所数）			○	8
(8) 保健事業と介護予防の一体的な実施（件）			○	1

令和7年度 地域支援事業 実績（その2）

包括的支援事業の実施状況			
(1) 地域ケア会議実施状況		実施有無	年間件数
①地域ケア個別会議（困難事例）		○	9
②地域ケア個別会議（自立支援型ケアマネジメント）		○	8
③地域ケア個別会議（地域課題）		○	11
④地域ケア推進会議（施策検討）		○	2
(2) 生活支援体制整備事業		実施有無	設置数／人数
①協議体（第二層）設置の有無		○	5
②生活支援コーディネーター数（人）		○	8
(3) 認知症総合支援事業		実施有無	件数／人数
①認知症初期集中支援チーム対応件数（件）		○	16
②認知症サポーター数（人）		○	9,986
③認知症地域支援推進員数（人）		○	15
④認知症サポート医数（人）		○	2
(4) 在宅医療・介護連携推進事業		実施有無	年間件数
①在宅医療介護連携推進協議会開催数（回）		○	7
②在宅医療介護連携相談支援事業の運営主体		委託	
独自施策		実施有無	
市町村特別給付		—	
保健福祉事業		—	
		箇所数	
地域包括支援センター		4	
うち直営地域包括支援センター箇所数（箇所）		0	
うち委託地域包括支援センター箇所数（箇所）		4	
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（令和8年3月調査）		一般高齢者	軽度認定者
リスク者割合	生活機能低下の割合（％）	1.6％	24.0％
	閉じこもりの割合（％）	4.9％	22.8％
	知的能動性低下の割合（％）	20.7％	37.6％
社会参加者割合	スポーツ関係の参加割合（月1回以上）（％）	10.1％	
	趣味の会参加者割合（月1回以上）（％）	13.6％	
	ボランティアの会参加者割合（月1回以上）（％）	5.2％	
	収入のある仕事がある者の割合（月1回以上）（％）	26.4％	

指定介護予防支援事業所の指定状況について

事業所名	住 所	指定年月日
ツクイ佐渡中央	佐渡市泉 918 番地 1	令和 6 年 7 月 1 日
社協ケアプランセンターしゃくなげ	佐渡市春日 1150 番地 20	令和 6 年 11 月 1 日
社協ケアプランセンター天領	佐渡市相川羽田町 57 番地 1	
社協ケアプランセンターなごみ	佐渡市河原田本町 394 番地	
社協ケアプランセンターおもと	佐渡市羽茂本郷 550 番地	
(株) R & M ケアプランどんぐり	佐渡市真野新町 448 番地	令和 7 年 8 月 1 日
<u>ケアプラン後藤</u>	<u>佐渡市城腰 161 番地 1</u>	<u>令和 8 年 4 月 1 日</u>